

# 高知短期大学

## 目 次

I 認証評価結果	2-(4)-3
II 基準ごとの評価	2-(4)-4
基準1 短期大学の目的	2-(4)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(4)-5
基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-7
基準4 学生の受入	2-(4)-10
基準5 教育内容及び方法	2-(4)-14
基準6 教育の成果	2-(4)-23
基準7 学生支援等	2-(4)-26
基準8 施設・設備	2-(4)-30
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-33
基準10 財務	2-(4)-37
基準11 管理運営	2-(4)-39
<参考>	2-(4)-43
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-45
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-46
iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-48
iv 自己評価書等	2-(4)-55
v 自己評価書に添付された資料一覧	2-(4)-56



## I 認証評価結果

高知短期大学は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の教育研究のレベルアップを目的に長期研修制度が設けられており、この制度を利用して、特に若手教員の活性化が図られている。
- 社会人入試を重視し、幅広い年齢層の学生を受け入れている。
- 第二部の短期大学として、学生が仕事等と就学を両立させることができるように、長期履修学生制度を導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。
- 学生による自主的な支援組織「ともに学ぶ会」との協調によって、ノートテイク、教室移動等の障害のある者への支援を実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 建物の老朽化への対策、特に耐震化に向けての対策が必要である。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 短期大学の目的

- 1－1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1－2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1－1－① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第108条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的は、高知短期大学学則（以下「学則」という。）において「社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与することを目的とする」と学校教育法第108条に沿って定められている。また、短期大学設置基準の一部改正（平成20年4月1日施行）に伴い、平成20年度に高知短期大学社会学科の理念・目的を定める規程及び高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的を定める規程が定められ、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、社会科学を中心とした専門の学術を教授・研究し、地方文化に寄与することがより明確に規定されている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1－2－① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的を明記した学則は学生便覧に掲載され、教職員・学生全員に配付されるとともに、科目等履修生・県内外の高等学校等といった関係機関にも配布されている。また、理念と目的は、毎年新入生及び在学生を対象としたオリエンテーションで、資料に基づいて説明されるほか、公開講座においても市民・県民の受講者に説明されている。さらに、社会学科及び専攻科応用社会科学専攻の理念・目的は、学内掲示されるほか、ウェブサイトでも公開されており、アクセスは1万件を超える。また、毎年発行の『高知短期大学年報』にも掲載され、公立短期大学・県内官公署・高等学校・図書館・経済団体等に約300部配布されている。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されているとともに、広く社会に公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 短期大学の目的が、勤労者・社会人教育を中心とすえられており、地域社会に貢献できる能力を持つ人材の育成を特色としている。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学では、社会科学を中心とした教育・研究を行い、豊かな教養を身に付けるための基礎的な学力養成、社会科学の専門的な力量養成、地域社会の発展を主体的に担う人材養成という教育目標を達成するため、社会学科1学科（学生定員120人）を置いている。

なお、当該短期大学は、高知女子大学の夜間の公開講座に集まった勤労市民・社会人が、働きながら学べる高等教育機関の設立を県議会に請願したことを契機として、高知女子大学と校地・校舎の多くを共用する夜間開講の第二部2年制の短期大学として設立されており、現在も県内唯一の夜間に学べる高等教育機関として、勤労者をはじめとする多様な学習ニーズにこたえている。

これらのことから、学科の構成が目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

当該短期大学の教育課程は、「基礎教育科目」と「専門教育科目」とで構成されているが、専門教育科目も広い意味では教養教育という意味も持つものと理解されている。基礎教育科目を含む教育課程全般については、学生部長と5人の教職員で構成される学生部委員会が、教育科目の編成や担当教員の配置等を検討して必要事項を教授会に提案し、最終的には教授会が決定している。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学では、専門領域の実践的な力量を身に付けた人材の養成を教育理念として、具体的には現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見・解決能力、政策立案のための基礎的能力を備えた人材、地域社会の創造的担い手の養成という教育目標を達成するため、1年制の専攻科第二部：応用社会科学専攻（学生定員15人）を置いている。

なお、当該短期大学の専攻科は、昭和31年から設置されていた教職課程の廃止に伴って、当該短期大学の社会学科卒業後も学び続けたいという勤労者等のニーズにこたえるために、平成10年に開設されており、当該短期大学社会学科等の学習に接続する教育課程として機能している。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該短期大学には高知女子大学と合同運営する総合情報センターがあり、図書情報部門と情報処理部門で構成されている。総合情報センターは、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査、及び情報処理システムの管理・運営を行うほか、学生や教職員には図書館資料の整備や提供、電子メールサーバ、ウェブサーバ等によるサービスを提供している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会の組織と運営規則は学則第6章に定められており、助教以上の専任教員と総務企画課長、学生課長、図書情報課長で構成され、教授会の論議は学長代理が取りまとめる形で運営されている。教授会では、学則・諸規程の制定と改廃、専任教員の採用・昇任に関する事項、学科の種類及び編成に関する事項、学生の入学・退学・休学・復学・除籍及び卒業の認定に関する事項、試験及び単位認定に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、科目等履修生の受入に関する事項等について審議し、決定している。

教授会は原則として隔週に開催され、審議内容は毎回議事録として、教授会提出資料とともに保存される。また、毎回の教授会審議事項は『高知短期大学年報』に掲載されている。

教育活動に係る事項は、学内に設置されている学生部委員会及び専攻科委員会から教授会に提案されて審議されるという形で進められる。また、必要に応じて、専任教員で構成される教授会懇談会と呼ばれる会議が開催され、そこで十分な論議が深められている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程及び教育方法等を検討する委員会として2つの委員会が設けられている。

学生部委員会は、学生部長を委員長として、教授会選出の5人の専任教員と教務担当職員で構成され、おおむね隔週開催されており、年間の教育スケジュールの確定、毎年度の開講科目及び担当教員（非常勤講師を含む）の決定、演習（ゼミ）編成、学生の入学・退学・休学・復学・除籍及び卒業認定、科目等履修生の受入、学生の就職及び編入学への支援活動、単位互換協定に基づく特別聴講学生の認定、科目履修免除の検討、学生の厚生補導等、当該短期大学の教育・学生の厚生全般について検討し、その結果を教授会に提案している。

専攻科委員会は、教授会選出の3人の専任教員で構成され、年に10回程度開催されており、専攻科の教育内容の検討と改善を図っているほか、専攻科学生の学生生活上の支援や専攻科の募集活動も担当している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該短期大学には、社会学科1学科と応用社会科学専攻1専攻があり、専任教員は学科に配置され、専攻科の授業科目も担当している。教育研究については、全専任教員によって構成される教授会が最終責任を負っている。教授会の下には高知短期大学委員会設置規程に基づいて、予算委員会、学生部委員会等といった13の委員会が設置され、学長代理が7委員会、学生部長が6委員会を総括している。各委員会はそれぞれの所掌事項に関して企画・立案して実行している。各委員会での審議・決定事項は、教授会に提案・報告され、教授会が委員会からの提案を最終的に決定している。

これらのことから、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該短期大学は、教授3人、准教授6人、講師5人の合計14人と非常勤教員43人を配置している。平成22年4月より短期大学設置基準に定められている短期大学士課程の必要教授数を1人下回っているが、昇任人事を進めており、必要教授数は平成23年4月1日より充足される見込みである。専任教員1人当たりの学生数は、収容定員に対し社会科学科学生は18人、専攻科は1人となっており、きめの細かな学習指導が可能となる教員数が確保されている。

主要な授業科目は、ほぼ100パーセントについて専任教員が担当しているものの、教授及び准教授の担当科目の比率は必ずしも高いとは言えない。

これらのことから、教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、おおむね専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

- 3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該短期大学は、平成17年度以降に教員の定年退職、中途退職や転出等によって、10人の教員が新規に採用されている。なお、新規採用に当たっては完全公募制がとられている。教員の年齢構成は若手教員の採用が続いた結果、20代が1人、30代が8人、40代が3人、50代以上が2人となっており、やや30

代に偏在している。また、女性教員は2人である。

当該短期大学は、原則として3年以上勤務した60歳未満の教員に1年間の長期研修（留学）を認め（サバティカル制度）、研究計画等の申請に基づいて教授会が研修者を決定している。准教授・講師等にこの長期研修の機会を優先的に提供しており、この4年間で准教授3人、講師1人に研修機会が与えられ、若手教員の教育研究力向上が奨励されている点は評価される。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

当該短期大学の教員採用・昇任の基準は「教授、准教授及び講師の選考（採用・昇任）に関する基準」に定められている。教授・准教授・講師ともに3項目の選考基準が設けられており、研究業績のほかに、教授は「学生指導、組織運営等の業績」、准教授・講師は「教育・指導上の業績」又は「教育上又は実践上的能力」が必要とされている。

採用手続は高知短期大学教員採用に関する手続規程、昇任手続は高知短期大学教授昇任に関する手続規程等で定められている。採用人事は、教授会選出の教員若干名から構成される人事委員会が先の選考基準に照らして審査を行い、その審査結果に基づいて教授会が面接対象者を決定し、学長代理と採用人事委員会で互選された2人の計3人が面接を行って評価をまとめている。この学長代理等による面接評価結果の報告と採用候補者の提案を受けて、教授会が採用予定者を決定している。

教授・准教授昇任の選考は、教授会選出の原則として教授で構成される昇任人事委員会が昇任基準に照らして審査し、その結果に基づいて教授会で昇任の可否を決定している。

なお、教育上の指導能力の評価については、採用に際には、応募書類にある教育歴及び「教育に対する抱負」を検討し、面接を踏まえて行い、昇格の際には、赴任後の当該短期大学その他の教育歴及びFD会議等を通じて知ることのできる教育実績について検討し、行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

毎年、FD委員会が学生による授業評価アンケートを実施して、各教員が授業科目に対する評価・要望を把握し、それに対応するようになっていたが、平成21年度からは、各教員による評価・要望への対応を全教員が共有できるようにしている。

また、FD委員会では、FD委員が委員以外の教員の講義を見学し、同様にFD委員の講義をほかの教員が見学することや、FD委員以外の教員同士の講義見学も推奨している。

これらの結果は全教員に報告されており、そのほか全教員参加のFD会議では演習や講義についての報告に基づく検討が行われ、教育上の工夫や優れた教育実践を共有する場となるとともに、教育活動の定期的な評価の場ともなっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

**3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。**

教員の教育内容と関連する専任教員全員の研究活動は、毎年の『高知短期大学年報』に掲載されている。例えば、「国際経済論」「経済学史」の担当教員が、「東アジアにおける共通通貨バスケット構想」という論文を発表しているなど、いずれの教員も教育内容と密接に関係した研究活動を行っている。こうした研究活動は、科学研究費補助金等の外部資金獲得にも表れている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

**3-4-① 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。**

当該短期大学の事務職員は、合計 16 人で、そのうち 10 人が高知女子大学職員の兼任である。内訳は、主に教務・厚生関係を担当する学生課は 3 人（内 1 人兼任）、図書館や情報担当の図書情報課の職員は 3 人（内 1 人は兼任）となっている。なお、専任の事務職員 6 人のうち、総務担当の職員を除く 5 人の勤務時間は春休み期間中、夏休み期間中（夏季集中講義期間中を除く）、冬休み期間中及び 2 月の授業のない期間中は 10 時 15 分から 19 時まで、これら以外の期間中は 12 時 45 分から 21 時 30 分までとなっている。当該短期大学は社会科学系の短期大学であるため、実習・実験系の科目は少なく、TA や助手等の教育補助者は置かれていません。

なお、事務職員にはプロパー職員はおらず、すべて県職員が配置され、人事異動によって定期的に交替している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 教員の教育研究のレベルアップを目的に長期研修制度が設けられており、この制度を利用して、特に若手教員の活性化が図られている。

**【改善を要する点】**

- 教員の年齢構成が若年層に偏っている。

#### 基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

#### 【評価結果】

基準4を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該短期大学は、入学者受入方針を「多様な勤労経験や社会経験などを活かし、学習する意欲のある人」「幅広い教養と専門的知識を主体的に学ぶ能力がある人」「柔軟な発想と創造力で、地域社会を主体的に担う意欲がある人」と定めており、これを短期大学案内、学生募集要項に掲載し、県内の高等学校はもちろん、全国の通信制、定時制高等学校に送付している。また、毎年県内の高等学校を教員が訪問して進路担当者に、この方針を直接説明している。なお、広く社会人も対象としているので短期大学案内等を地方公共団体の庁舎や図書館、コンビニエンスストア、さらに経営者団体や労働者団体等の協力を得て関係者にも配布しており、配布総数は年間に一万部に達している。

専攻科の入学者受入方針は、「社会科学のより専門的知識と実践的な力量を習得する能力と意欲がある人」「問題発見能力と問題解決能力を獲得するための能力と意欲がある人」「多様な勤労経験や社会経験等を生かし、地域社会の創造的な担い手になる意欲がある人」と定められており、『県立高知短期大学専攻科リーフレット』及び専攻科学生募集要項に記載されている。これらは高知県内の地方公共団体の庁舎や図書館、各種産業団体にも送付している。

また、短期大学案内及び『県立高知短期大学専攻科リーフレット』は教員も含む当該短期大学関係者にも配付されている。

ウェブサイトには本科及び専攻科の理念・目的とともに入学者受入方針も掲載されており、「入学者選抜に関する基本方針」は学生募集要項にも掲載されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該短期大学は、入学者受入方針にある学生を選抜するため、一般入試と推薦入試、社会人入試の3種類の選抜方法を設けており、それぞれの入学試験の出願資格は学生募集要項に明記されている。一般入試は、社会科学を学ぶ上で必要な政治・経済分野を中心とした科目「現代社会」で、「論理的思考力」「知識」「理解力」を問う筆記試験が行われている。推薦入試は、志望理由書と面接によって、学力検査だけでは判断できない、主体的に学ぶ意欲のある学生を選抜するものである。推薦入試には、推薦入試Aと推薦入試Bとがあり、Aは高等学校の定時制及び通信制課程、全日制課程の職業学科、文部科学大臣から大学入

学資格を付与されている専修学校高等課程を卒業見込みの人、又は3年以内の卒業生で当該短期大学への入学を希望する人を対象とする推薦入試であり、Bは、高等学校（盲学校、ろう学校および養護学校並びに日本の高等学校と同等の課程を有するとして文部科学大臣が認定している在外教育施設等を含む）または中等教育学校の全日制課程の普通科、総合学科等の卒業見込みの人、または3年以内の卒業生で当該短期大学への入学を希望する人を対象とする推薦入試となっている。

専攻科は、学生募集要項に出願対象者をはじめ必要事項が明記されているが、選考は出願時提出のレポートと面接によって、社会科学の基礎知識、問題意識、学習意欲の観点から総合的に評価・判断を行っている。

平成18、19年度の入学者で見ると、20歳以下の学生は一般入試と推薦入試で、26歳以上の学生はほとんどが社会人入試で入学しており、こうした入試形態は多様な学生が入学できる機会を提供している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該短期大学は二部（夜間）の短期大学であり、建学以来「働きながら学べる大学」を目的にしているので、勤労者・社会人の受入を大きな柱としており、入学定員120人のうちの50人を社会人入試の募集人員としている。出願資格は22歳以上で詳細は学生募集要項に明記されている。入学試験は11月に行われる前期入試と翌年2月に実施される後期入試との2回行われて、社会人の受験機会を広げている。

選考は自己推薦書と面接によるが、自己推薦書では「勉学意欲」「学習目的・計画」「文章表現力」を、面接では志望理由、社会科学への興味等を質問して、「勉学意欲」「理解力」「自己表現力」等を総合的に点数化して評価している。これらは、高等学校卒業以来長期間経過して、一般的な学力試験の受験を躊躇する人が応募しやすい方法として、又、社会経験の内容や学習意欲を見るための選抜方法として適したものとなっている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該短期大学の入学試験は、学長代理を委員長として、その他4人の専任教員からなる入試委員会が3種類の入学試験を総括している。入学試験の実施日程、入学試験当日の事務分掌とスケジュール、監督上の注意、採点評価の基準及び進め方、合否判定基準及び進め方は、教授会で承認されたそれぞれの入学試験の実施要領に明記されている。

一般入試は、問題作成を入試委員2人が行い、出題ミス防止のために入試委員全員が6回の会議を行つて試験問題を点検している。試験監督は問題作成者を除く入試委員2人によって行われている。

推薦入試はA、Bそれぞれに2人の入試委員によって実施され、実施要領の採点評価基準及び進め方、合否判定の基準及び進め方に従つて評価している。社会人入試は、前期・後期ともにそれぞれ、入試委員を2人ずつ2班に分けて実施され、推薦入試と同じく実施要領に基づいて評価している。

入試委員会は、それぞれの入学試験における合否判定の案を作成して教授会に提案し、それを受けて教授会の合否判定会議が合否を決定している。

専攻科の入学試験は、入試委員を2人ずつ2班に分けて実施されている。専攻科の入学試験実施要領の採点評価の基準及び進め方、合否判定基準及び進め方に従つて評価し、入試委員会が合否判定の案を作成

して教授会に提案し、それを受けた専攻科の合否判定会議が合否を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公平に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該短期大学では、新入生に対して、「当該短大を受験するきっかけとなった情報」「情報の入手時期」「当該短大の進学説明会などへの参加の有無」「入学の動機」「入学してからの困難の有無」「就業の有無」「就業形態」「就業時間」等の項目にわたる新入生アンケートを実施して、入学者受入方針との関係を検証している。また、学生募集要項を検討する際にも、学生部委員会において入学者選抜の在り方を検証して、入学試験形態別の定員変更等の必要な改善措置が講じられている。

FD会議では、原則として新入生全員が履修することになっている「社会科学基礎演習」について議論されているが、その際には、入学生はどのような学生であるかについて情報を共有しながら、入学者受入方針に沿った学生が入学しているかどうかが検証されている。

専攻科学生については、専攻科委員会及び教授会において、専攻科学生の受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかが検証されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学は、過去5年間の入学定員の充足率が平均して0.88倍である。この5年間において、推薦入試、社会人入試の志願者・入学者ともに減少傾向にあり、特に社会人入試の減少が大きい。それに対して一般入試の志願者・入学者は増加傾向にあり、平成22年度においては推薦入試、社会人入試、一般入試を合計すると定員を充足している。充足率の改善の主要原因は、この一般入試による学生増である。これは編入学希望者や就職希望者への支援強化等を含めた全学的な改善の取組の成果といえる。

専攻科の過去5年間の入学定員の充足率は平均して0.43倍であり、特に平成22年度は0.33倍と減少しており、「大幅に下回る状況」である。この事態に対処するため、従来の履修モデルの改革が行われ、地域政策モデル・地方行政モデル・司法実務モデル・経営会計モデルの4つを、地域政策モデルと地方行政モデルの差異が分かりにくく、司法実務モデルが現状に対応できないことを踏まえて、より分かりやすく、かつ幅広い層の人に関心をもってもらえるようにと、地域政策モデル・生活法政モデル・経営会計モデルの3つに編成替えをしている。こうした教育の充実を図る取組をしながら、他方で広報活動を一層強化していく必要があるとしているが、更なる検討が必要である。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、専攻科課程を除いて適切であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 社会人入試を重視し、幅広い年齢層の学生を受け入れている。

### 【改善を要する点】

- 専攻科課程においては、入学定員充足率が低い。

## 基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

### 【評価結果】

基準5を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

<短期大学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該短期大学は、その教育目的を達成するための教育課程編成として、まずは、大きく「基礎教育科目」と「専門教育科目」に区分している。そして、基礎教育科目は「入門に関する科目」「外国語科目」「保健体育科目」「教養科目」の4科目で構成され、専門教育科目は「法学系科目」「経済・経営系科目」「総合社会系科目」の3つの柱と「各系共通科目」の合計4科目で構成されており、それぞれの科目に必要な授業科目が配置されている。

履修は、勤務条件等により受講時間に制限のある学生もいることを考慮して自由度を大きくし、基礎教育科目では入門に関する科目から6単位以上の履修を義務付けている以外は、基礎教育科目から10単位以上を自由に選択できるようになっている。この中で、入門に関する科目は早めに履修して学びの基礎固めをするように勧めているほか、「社会科学基礎演習」は社会科学への導入・大学での学び方を知る・コミュニケーション能力やレポートの方法等を学習する科目であるとして、全新入生が履修することを強く推奨している。この科目は10人前後の演習科目で、担当教員が履修した学生の生活相談等に卒業まで応じる体制となっている。

専門教育科目は、全体で40単位以上の履修が義務付けられているが、その中に必修科目は設定されていない。新年度オリエンテーションで、学生に教育課程全体の編成、専門教育科目の4系の構成等が説明されており、履修のガイドライン、目的別の履修モデル、演習の性格や内容、履修年次等が示され、ほとんどが選択科目という中で、アトランダムな履修とならないで、それぞれの目的や関心に応じて適切に科目選択ができるように指導されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該短期大学は、平成10年度に実施された大幅な教育課程の改革を基礎にしているが、その後も学生のニーズや社会的要請に対応するために、継続的に教育課程の改善が進められている。

入学生の中で定職を持たない若い入学生が増大し、その多くが4年制大学の3年次編入学を希望するほか、就職希望学生も少ないながら増えてきたため、「読む」「書く」「聞く」「話す」という学びの基礎的要素を含み、個別対応が可能な少人数演習を大幅に充実させており、専門教育科目の各系共通科目の1つである「社会科学演習」の単位数を平成19年度に4単位から6単位に、さらに平成21年度には8単位に増やしている。

こうした演習の充実は、編入学希望者の中に退職者層を含む中高年層も出てきたことへの対応ともなっている。さらに、編入学・就職希望者向けとして、文章表現の基礎力養成講座として「文章表現技法」と、職業観や就職捉えなおしを目的とした「キャリア・デザイン」という授業科目が新設されている。

学生の多様なニーズや社会状況の変化に対応して授業科目の見直しが絶えず進められており、平成13年度に「高知学」「経営情報システム論」、平成21年度には「社会保障法」、平成22年度には「消費生活論」等が開講されている。なお、「高知学」は地元高知の地域問題を深く理解するために、地域の協力を得ながら体験実習と講義を組み合わせた授業であり、「消費生活論」は高知県立消費生活センターからの要請により、同センターと連携して開講している科目であり、いずれも学生以外も参加できる公開講座であって、学生・地域住民・教員が連携して地域問題に取り組むユニークな授業科目である。

また、中国からの帰国学生への支援と、この地域に居住する外国人の日本語能力の向上を図るために、正規外科目として「日本語講座（中級）」が平成17年度から半期開講されていたが、現在は通年講義としている。この授業には毎年20人前後が受講しており、この科目に対する需要の多さを示している。また、外国語科目の「アジアの言語」として開講している「韓国語」の受講生を中心に韓国晋洲産業大学との交流が進められてきたが、平成16年度に両大学の間で国際交流協定が結ばれてからは、同協定に基づく交流が行われている。具体的には、夏に学生と韓国語非常勤講師を含む本学教員、計約10～20人が4泊5日の日程で韓国晋州産業大学を訪問し、相手方の学生宅等でのホームステイ（2泊）・交流を行い、歴史・文化遺産等の見学等を行っている。冬には、同様に、韓国側からの学生・教員を受け入れている。このように、アジアとの交流の深まりという情勢に対応した取組を実施している。

平成13年度から、高知女子大学との間で単位互換が行われ、当該短期大学の学生は特別聴講学生として、同大学の8単位までを当該短期大学の卒業認定単位として修得することができるようになっており、平成18年度の9人から平成21年度には19人へと聴講学生が増加している。一方で高知女子大学からの受入は、平成18年度の2人から平成21年度には11人と急増している。また、当該短期大学の学生による当該短期大学専攻科の開講科目の聴講については、担当教員の許可があれば履修科目外として聴講が認められている。

当該短期大学には科目等履修生制度があるが、夜間開講であることから多くの県民が利用している。また、科目等履修生として学んだ後に当該短期大学に入学した者は、平成19年度1人、平成20年度に3人、平成21年度に4人と増加している。なお、科目等履修生として修得した単位は、当該短期大学に入学した場合には、すべて卒業必要単位として認められている。また、入学前に他大学等で修得した単位は、基礎教育科目の単位として16単位まで認められている。

教員の研究としては、例えば「企業年金の減額・廃止」「アジアにおける通貨統合の現状と課題」「限界集落における行政機能に関する研究」等といった現代社会の問題に直接かかわる領域での研究が行われて

おり、それらは「社会保障論」「国際経済論」「行政学」等の講義を通して教育に反映されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該短期大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生に対しては新年度のオリエンテーションにおいて学年暦をはじめとして、講義と演習、実技と実習のそれぞれについて、授業時間と準備のための学修時間の考え方を説明して、単位修得の意味を理解するように配慮している。また、科目の説明や履修のガイダンスを行って、単位修得の進め方等を指導しているが、「社会科学基礎演習」においても、個別に学生の履修方法や学び方等について学生の相談に応じている。

各授業科目については、シラバスで学習の指針を示して学生が主体的に学ぶように配慮している。また、平成22年度の講義形式の授業では、レポートを課す科目が40科目、小テストを課す科目が27科目あり、演習形式の科目では頻繁に課題が出されるなど、学生に対し、授業時間以外に一定の自習時間の確保を求めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該短期大学の開講科目を単位換算すれば、演習が64単位、実技が4単位、実習と講義を組み合わせた科目が2単位、講義が202単位であり、演習が重視されているといえる。特に、1年次前期に、大学教育・社会科学教育への導入のための「社会科学基礎演習」を配置し、専門教育科目の各系に共通する「社会科学演習Ⅰ・Ⅱ」「社会科学演習Ⅲ」「社会科学演習Ⅳ」は、社会科学の素養と力量を育てるだけでなく、レポートや小論文をまとめる能力、自分の考えを発表し論議する力をつけるための演習として8単位に増やして充実させている。これらの演習では、数人から15人程度の少人数で、きめの細やかな指導が可能である。特に「社会科学演習Ⅲ」「社会科学演習Ⅳ」は個別指導を重視した演習であり、こうした演習を柱として、様々な講義が配置されている。

外国語や情報処理は、受講生が多くならないように、適宜複数授業を設けるなどの措置がとられ、外国語は科目等履修生の受入人数を必要に応じて制限して、教育効果を落とさないようにしている。

また、専門教育科目で地域問題を扱う「高知学」は、中山間地域における農林業体験や生活体験、街路市での出店体験等といった実習や現場研修を組み合わせた授業として展開されているが、このような実習や研修授業は、勤労学生等を考慮して土・日を利用して開講されており、教育内容や受講学生に応じた適切な工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、原則としてすべての開講科目の講義概要が記載され、年度始めに全学生に配付されている。

平成 21 年度からシラバスの記載内容に統一性を保つために、「シラバス作成要領」に従って、「科目名」「担当教員」「講義概要（テーマ等）」「授業の進め方」「達成目標」「授業計画（講義の具体的な内容）」「教科書」「参考書」「成績評価方法」「履修上の注意」等の項目について記載しており、ウェブサイトにも公開されている。

ただし、「社会科学基礎演習」「社会科学演習Ⅲ」「社会科学演習Ⅳ」については、履修学生の状況に応じて演習内容が変更されたり、担当教員によって進め方や内容が異なるために、シラバスには統一できる範囲で記載し、演習の具体的な内容や進め方、成績評価の方法等は、担当教員が初回の演習で直接学生に説明することになっている。また、集中講義科目については、別途にシラバスが学生に配付されるとともに掲示されている。

なお、平成 18 年度以降の 3 年間の学生の授業評価アンケートの結果によれば、76~82% の学生が、授業はシラバスに沿った計画的なものであったと回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

**5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**

学力不足の学生対策は、全学的には F D 会議で学生の学習意欲等が把握されて対策が話し合われ、個別的には「社会科学基礎演習」「社会科学演習Ⅰ・Ⅱ」「社会科学演習Ⅲ」「社会科学演習Ⅳ」等で、担当教員が学生の学習相談に応じている。

全学的に演習を基礎学力不足学生への対応策でもあると位置付けられて、各種の演習が重視されている。

また、英語学習から遠ざかっていた学生には学び直しの授業科目「英語Ⅰ（初級）A」「英語Ⅰ（初級）B」、パソコンを初めて学ぶ中高年層の学生に対しては、情報処理を初步から学ぶ科目として「情報処理Ⅰ」が開設されており、平成 22 年度には 47 人が受講している。

正規外の「日本語講座（中級）」は、当該短期大学に入学した中国からの帰国者への学習支援という意味も持っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

**5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。**

当該短期大学は、第二部の短期大学であって仕事等と就学とが両立できるように、開講時間は平日 18 時から 21 時 10 分まで、2 時限と設定されており、集中講義は、平日の夜間の開講時間帯と土曜日・日曜日・休日を利用して行われている。年度途中で勤務条件が変化して通年科目を途中で放棄せざるを得ない場合に備えて、半期ごとに多様な科目を選択できるように、通年科目は外国語・体育だけで、他の科目は半期 2 単位の前期科目か後期科目にして勤労者等に配慮した教育課程が編成されている。また、近年では勤務時間が不規則となり、就労形態も多様化して、夜間の通学が困難な学生も増えてきていることから、平成 16 年度から卒業に必要な単位を 3 年ないし 4 年間で計画的に履修することで、卒業に必要な単位を修得することを可能とする長期履修学生制度が導入されており、平成 20 年度まで毎年 14 人から 20 人の学生がこの制度を利用している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5－2－⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5－3－① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

当該短期大学の卒業要件、科目履修の認定及び成績の評価、卒業の認定及び学位の授与については学則に規定されており、成績評価基準は、授業時間数の3分の2以上の出席があった上で、100点満点で60点以上を合格として、80点以上を「優」、70点以上を「良」、60点以上を「可」として、所定の単位を与えると規定されている。学則は、全学生に配付される学生便覧とウェブサイトに掲載されているが、学生便覧には、「科目履修と成績評価」という項目の中で、「成績評価方法」「試験」「レポート」「成績評価と授業への出席」「追試験」「成績評価」「成績通知」について、具体的に記されており、新年度オリエンテーションで学生に説明されている。なお、授業科目ごとの具体的な評価方法等については、シラバスに明記されている。

成績評価は、学則、学生便覧、シラバスの基準や記載に従って授業科目担当教員が行って、成績評価結果を所定の期日までに学生課に提出している。

卒業認定基準は学則で、基礎教育科目10単位以上（うち入門に関する科目6単位以上）、専門教育科目40単位以上、合計62単位以上を修得しなければならないと定められている。卒業認定は、卒業可能者の修得単位数とその内訳等が記載されている卒業判定資料に基づいて、教授会において成績を確認した上で卒業認定基準に従って卒業判定が行われ、それに基づいて学長が卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5－3－② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該短期大学では、成績評価等に対して学生に疑問がある場合には、学生が原則として成績通知後1週間以内に疑問のある旨を担当教員又は学生課に申し出るようにということを学生便覧に明記しているとともに、新年度オリエンテーションにおいてもその点を説明するほか、成績通知の際にもその旨を揭示している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専攻科課程>

5－4－① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

当該短期大学専攻科の理念は、短期大学等を卒業した後も学び続けたいという勤労者をはじめとする多様な学生に対して、それまでの社会科学の学習を基礎に、より深く学ぶ場を提供し、専門領域の実践的な力量を身に付けた人材を育成することにある。この理念の下で、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力・問題解決能力を養成して、政策立案の基礎的な能力を有する人材の養成及び地域社会の創造的な担い手を養成することを目的としている。こうした目的は、当該短期大学の社会科学科が目的として

いる人材養成をより高度化したものであり、授業科目は、社会科学科の科目に関連したより発展的な科目を中心にして配置されている。

これらのことから、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

専攻科の授業科目は「地域政策系科目」9科目と「社会実務系科目」13科目の2つの系を柱とし、両系に共通する「総合科目」3科目の3つで編成されている。

地域政策系科目は、フィールドワークを含む「地域政策演習」等といった地域の問題解決能力を養う科目であり、社会実務系科目は、法律・会計・経営等の実務に役立つ実践力を養う科目である。総合科目は両系に共通する総合的な科目である。

これらの開講科目を体系的に学習できるように、「地域政策モデル」「生活法政モデル」「経営会計モデル」の3つが履修モデルとして示されている。地域政策モデルは、地域の産業や福祉、住民参加の地域づくり等について、問題を分析して解決の方向を探る能力を養うことを目的としており、そのために地域政策系科目・総合科目を中心にして一部社会実務系科目を含めた履修モデルが示されている。生活法政モデルは、日常生活をよりよいものとするために、法的な知識と考え方を身に付けることを目的とし、社会実務系科目・総合科目を中心とした履修モデルが示され、経営会計モデルは、現代の企業経営、会計システムについての体系的学習と実践的な会計・経営についての能力を身に付けることを目的として、それに適した社会実務系科目・総合科目と一部の地域政策系科目とで履修モデルが編成されている。これら3つの履修モデルは、学生の体系的履修の指針として適切なものといえる。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

専攻科の主要な教育目標の1つである地域とのかかわりについては、地域政策モデルの中の「地域政策演習」8単位が地域の問題に正面から取り組もうとする科目であり、学生がフィールドワークを含む調査・研究を行い、調査報告書にまとめることが目標とされている。また、現代の法化社会に一般市民が広く生活に関連する法律問題を学べるようにと、これまでの資格試験対応を主目的とした「司法実務モデル」が生活法政モデルに改編されている。

また、地域の要請を受けて開設された「消費生活論」は、本科学生にも共通する内容であることから、本科・専攻科の共通科目とされている。

専攻科の学生で、基本に立ち戻って勉強したい学生のために、社会科学科の授業科目を聴講することが認められている。また、多様な関心を持つ学生のために、高知女子大学で開講されている科目を履修して単位認定ができる単位互換制度が設けられている。

「特別研究」では、学生が自らの関心に従ってテーマを設定し、指導に最も適した教員から研究・調査についての指導を受けることができるようになっている。

このような専攻科の教育は、当該短期大学教員の現代社会の諸問題に関わる領域での研究を踏まえて行われているが、特に特講では研究成果や学術の動向がより直接的に反映されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反

映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該短期大学では、専攻科の目的を達成するためには、現代社会、地域社会の諸問題を理解することが肝要として、演習科目が2科目、講義科目が特講も含めて15科目配置されている。専攻科の性格上実験科目はなく、実習的要素は演習の中に入っている。講義も参加人数に応じて、演習的な要素を取り入れるなど柔軟な対応がとられている。

専攻科学生の定員が15人であることもあって、演習も講義も徹底した少人数教育が行われ、短期大学教育では困難な調査研究とまとめを指導して、学生の力を育てている。「地域政策演習」では学生間で討議することはもちろん、フィールドワークを位置付けて、自ら考え、調査する能力を養成している。また、「特別研究」は、学生が主体的に研究テーマを選択し、そのまとめに際しては担当教員が個別指導するものである。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは原則として全科目について作成されて、年度始めに全学生に配付される。シラバスに掲載される項目は、短期大学士課程と同様であり、平成22年度からはウェブサイトにも掲載されている。ただし、集中講義科目については、当該科目の履修申請受付前に、科目選択の資料としてシラバスが作成されて学生に掲示されており、演習は、具体的な内容、演習の進め方、成績評価の方法等について、初回の授業等で説明されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

専攻科学生は、社会学科の学生よりも自主的・主体的に学習することが求められている。そのため、講義・演習を問わず、教員のマンツーマン的な指導や示唆が絶えず行われ、自主学習を支援・推進している。

また、学生の多様で幅広い関心に対応させ、専攻科の科目を履修する上で基礎的知識が欠けている学生が基礎学力を向上させるために、履修モデルにとらわれずに社会学科が開設している科目の聴講を制度的に認めているほか、多様な専門分野を学ぶために、他大学・短期大学の科目を履修して、専攻科修了の単位として認定することもできるようになっている。

これらのことから、自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。（当該短期大学の設定した独自の観点）

当該短期大学専攻科では、社会学科と同様に仕事と就学とを両立させることができるように、授業時

間や集中講義については社会科学科と同じ措置がとられている。長期履修学生制度も社会科学科と同様に平成16年度から導入され、2年間で単位を修得できるようになっており、平成16年度から平成22年度までの入学者総数48人中32人がこの長期履修学生制度を利用している。

また、仕事や家庭の事情等で就学上の困難が生じた場合、教員が相談に応じて休学等の適切な対応を早期にとるように指導している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

専攻科新入生を対象にしたガイダンスにおいて、科目内容の説明や専攻科での学び方についてアドバイスが行われており、定員15人ということから少人数教育が行われ、各科目の担当教員が日々の授業においてマンツーマン的な学生指導を行っている。

また、学生の主体性が特に求められる演習については、「地域政策演習」において当該年度のテーマを学生の関心がある部分を分担して、共同調査・研究を教員の指導の下で行っているほか、「特別研究」においても、学生の関心に基づく研究を、教員の指導の下で行っている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの

基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専攻科の成績評価基準は、学則の社会科学科の「科目履修の認定及び成績の評価」の規定が準用されており、修了要件は学則で20単位以上を修得しなければならないと規定されており、学生便覧とウェブサイトに掲載されている。成績評価基準と成績評価の基本的な方法等は、短期大学士課程と同様であり、学生便覧に掲載されるほか、新年度ガイダンスで学生に直接説明している。

専攻科修了認定は、学則で教授会の議を経て学長が行うとの規定に則って、修得単位数とその内訳等が記された修了判定資料に基づいて教授会が成績を確認し、学則の修了要件に従って修了判定を教授会が行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置については、短期大学士課程と同様であり、成績評価等に対して学生に疑問がある場合には、学生が原則として成績通知後1週間以内に疑問のある旨を担当教員又は学生課に申し出るようというこを学生便覧に明記しているとともに、新年度オリエンテーションにおいてもその点を説明するほか、成績通知の際にもその旨を掲示している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 第二部の短期大学として、学生が仕事等と就学を両立させることができるように、長期履修学生制度を導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。
- 専攻科において、一般には短期大学教育では実現の難しい論文作成指導を実施している。

**基準6 教育の成果**

6－1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6－1－① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学では、毎年2回全教員が参加するFD会議が開催されており、学生の状況把握や評価等について議論・検討し、全教員が学生の状況を共通に把握するよう努めている。また、毎年1回18項目に及ぶ学生の授業評価アンケートが行われており、授業についての評価や要望、問題点等の教育の達成状況が検証され、そのまとめが『高知短期大学年報』に掲載されている。また、平成21年度末には、教育目標や人材養成の達成度を検証するために、卒業生満足度アンケートが実施されている。

専攻科においては、平成21年度から「専攻科についての専攻科生アンケート」が実施されて、専攻科委員会で教育の達成状況等を把握するよう努めている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人物像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6－1－② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生の単位修得率は、平成20、21年度は平均してそれぞれ80.5%、83.3%であり、標準修業年限内の卒業率は長期履修生も含めて、平成16年度以降6年間は64.6～73.2%で、退学・除籍率は同じく14.6～22.8%である。なお、平成21年度を例示すれば、退学者26人、除籍者1人、休学者32人と休学者が多い。退学理由は平成16年度から平成21年度までの6年間についてみると仕事上が圧倒的に多く、就業しながら学んでいる学生が多いことを反映している。次いで家庭事情、健康上、経済上となっており、これらの理由による退学者は、退学者全体の7割を占めている。進路変更、その他（ついていけなくなった、本人死亡、一身上の理由等）、意欲喪失による退学者は3割で、その中の意欲喪失が理由で退学する者は、1割弱である。休学者の休学理由も退学者のそれと同様の傾向にある。こうしたことから、授業その他当該短期大学への不満等から意欲を喪失する学生は比較的少なく、多くの学生は就業上の困難等から退学・休学を余儀なくされていることがうかがえる。

専攻科の単位修得率は平成20、21年度でみると97.1、95%と社会科学科より高い。修業年限内の卒業率は年によって変動が大きいが、過去6年間の平均は64.9%となっている。退学理由は社会科学科と同様に仕事上の理由が圧倒的に多く、意欲喪失理由による退学はない。以上の数字から、専攻科学生も様々な困難を抱えながら勉学に励んでいることがうかがえる。なお、専攻科学生は、「地域政策演習」や「特別研究」の中で論文を執筆し、『高知短期大学学生論集』に過去5年間で、「地域政策演習」の成果として5編、個人論文は3編が掲載されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6－1－③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学の教育目標は、「基礎学力」「専門的知識」「主体性の修得」と要約できるが、これらの目的の達成状況を調査するために、平成21年度卒業生満足度調査が行われている。その結果によれば、教育の3目標の修得については「とても」「まあまあ」という積極的な評価が、基礎学力・専門的知識については62%以上、主体性の修得については51.4%となっている。

また、毎年行う授業評価アンケートにおいても、基礎的学力・専門性を養う授業について、「この授業は、仕事をしていく上で直接的にあるいは間接的にプラスになると思いますか。」との設問に対して「そう思う」という回答が過去3年間を通して60%を超えており、「この授業分野への興味を感じ、関心を深めましたか。」という設問に対して「そう思う」、「この授業から刺激を受けて、自ら進んで何かするようになりましたか。」という設問に対して、何かするようになった（「TVやニュースをよく見るようになりました」「関連する本をよく読んだ」等）という回答がいずれも60%を超えており、

専攻科学生については、「専攻科についての専攻科生アンケート」に対する専攻科のカリキュラム（配置科目）、授業内容等についての意見から、講義や演習に関して、おおむね満足しているとの結果が得られている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6－1－④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学は夜間短期大学であるために多様な人々が入学しており、進路の希望や実際の状況も多様である。平成21年度卒業生70人を例にとれば、入学時に56歳以上の者が18人、55歳以下で自営・正規雇用者は14人である。卒業生の半数近くは定年退職者や主婦又は既に就業している者で、今までの職業経験や地域等での社会経験を活かし、当該短期大学で学ぶことで更に見識を深めたいという学生が多い。

この70人の中で、在学中から就職ないし転職を希望する者は16人（22.9%）であり、希望なしは52人である。就職希望者の中で就職した者は6人（37.5%）であり、地元の市役所や企業に就職している。全体的に卒業後に就職を希望する学生は少なく、ここからも就業しながら学んでいる学生の多いことがわかる。

卒業後に4年制大学や通信・放送大学、専門学校、当該短期大学の専攻科へ編入学を希望する学生は、平成21年度卒業生70人のうち37人であるが、そのうち4年制大学への編入学合格者は21人となっており、卒業後の進路の中で「進学」が最も多くなっている。特に4年制大学の3年次への編入学希望者が年々増加しており、編入学試験の情報提供やガイダンスの実施、合格者の経験談を聞く会の開催、模擬テストの実施等の支援策が効を奏していると思われる。

専攻科については、過去5年間の修了生で見ると、就職した者、地元自治体議員をしながら「地域政策演習」に参加し、特別研究をまとめて仕事に活かしている者、有限責任事業組合に関する特別研究をまとめ、自分自身が設立した有限責任事業組合の取組に活かしている者等、様々な形で専攻科の学習を修了後の活動に活かしている。また、専攻科の科目等履修生として学び続ける者も少なくない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業後に当該短期大学を訪ねて来る卒業生から「当該短期大学で学んだことが基礎になって、編入後も学び続けて就職できた」「生涯学習のために、あるいは勤務先でのスキルアップのために当該短期大学で学んで社会に対する目が開けた」「様々な経験を持つ多様な学生が周りにいて多くの刺激を受けた」等の意見が寄せられているほか、多くの卒業生から「当該短期大学に来てよかったです」という声が寄せられている。

また、卒業生の編入学先の大学の教員から個別的に、編入学生の修学状況や学力について高い評価が寄せられている。

専攻科修了生からも、専攻科で学んだことを職場や地域で活かしているといった意見が寄せられている。

また、卒業生の家族が当該短期大学に入学するケースが少くないことは、卒業生の当該短期大学に対する評価が高いことが反映された結果ともいえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 4年制大学への編入学希望者に対する支援の充実によって合格者が増加している。

### 基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準7を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

当該短期大学では、入学式当日に新入学生に対して、社会科学基礎演習オリエンテーションが担当教員によって行われ、翌日には在学生も含めた全学生に学生部長から履修一般や基礎教育科目及び専門教育科目についての概要説明が行われている。ついで3日目には専門教育科目の法律系科目、経済経営系科目、総合社会系科目の3系について各系担当教員から科目説明が行われているなど、順序だった体系的なガイダンスを実施している。

専攻科においては、専攻科全学生を対象としたオリエンテーションが実施され、専攻科履修の説明、専攻科目や地域政策モデル、生活法政モデル、経営会計モデルの3つの履修モデルについて、専攻科担当教員や各モデル担当教員から説明されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該短期大学は、専攻科の学生も合わせて総定員が255人（社会学科240人、専攻科15人）であり、少人数教育体制がとられているので、教員は学生の状況を把握しやすく、学生支援を個別的かつ日常的に行っている。

学生支援のための学生のニーズを把握するために、授業評価アンケート、新入生を対象にした新入生アンケート、卒業生対象の卒業生就職進学アンケート及び卒業生満足度アンケートが実施されている。こうしたアンケートの結果は、教授会、FD会議、教育研究検討会議によって全教員にフィードバックされ、学生の学習支援に関するニーズを全教員が把握している。

進路支援については、新学期オリエンテーション時に編入学・就職ガイダンスが希望する学生を対象に実施されており、平成21年度には年間4回の編入学・就職ガイダンス、編入・就職対策模擬試験等が実施されている。また、編入学・就職希望学生には「社会科学演習III」「社会科学演習IV」が開講されて、編入学・就職試験にも対応できる力を養うことができるように配慮されている。

専攻科では専攻科委員会による「専攻科についての専攻科生アンケート」で、専攻科学生の学習支援についてのニーズが把握され、教員はこれに基づいて適切な指導や助言等を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該短期大学は、勤労者・社会人が学べる夜間の短期大学である。就業している学生は、平成21年度新入生の58人から平成22年度新入生の46人へと減少傾向にあるといえるが、現在も4割近い学生は仕事に就いており、仕事と修学の両立が困難な学生も存在している。こうした学生に対しては、長期履修学生規程を設けて、3～4年間での計画的な履修を可能にしている。

また、何らかの障害を抱える学生が複数在籍しており、平成21年度に視覚障害を抱える学生が入学したことを契機に、バリアフリー・ワーキンググループが設置されて、その学生に対する設備等ハード面の整備のほか、ソフト面の対応が行われている。バリアフリー・ワーキンググループの具体的な活動としては、長期的に障害のある学生が学びやすいバリアフリー・キャンパスの実現を目指して、障害のある学生が必要とする学習支援を把握して、それらに対応するために他大学や専門機関に出向いて研修やヒアリングを行い、対応ガイドラインとなるべき規程の作成等が行われている。これらの活動は、教育研究検討会議等を通して、教職員にフィードバックされている。また、障害のある学生の出身校や学生による自主的な支援活動組織「ともに学ぶ会」とも連携を図り、「ともに学ぶ会」からはノートテイク等の協力を得ているなど、学内と支援組織によって、障害者が学びやすい環境づくりが様々に進められている。

また、正規外の公開の科目である「日本語講座（中級）」は、中国から帰国した学生への学習支援という意味も持っており、これまでに毎年1～2人の在学生が受講している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習設備としては、図書館、学生自習室、第1情報演習室があり、それぞれの部屋には、学生が利用できるパソコンが合計38台設置されている。平日の利用時間は、図書館は9時から21時（当該短期大学の授業のない日は9時から19時）、学生自習室は8時から22時、第1情報演習室は9時から21時10分となっている。なお、図書館は土曜日の10時から16時、第1情報演習室は土曜日・日曜日・祝日の9時から17時も利用可能となっている。このほか、平日、講義で使用していない教室も開放されている。専攻科学生は社会科学科学生と同様にこれらの施設を利用できるほか、自習室用に専攻科学生控室が設けられており、平日の8時から21時30分まで利用できるようになっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動としては、地域経済研究会、高知知つちゅう会、経済学クラブ、龍法クラブのほか、バドミントン部、テニス部、卓球部、バスケットボール部等がある。これら課外活動に利用できる施設としては、学生会館、グラウンド、体育館、テニスコートがあり、それぞれの施設利用の方法は、学生便覧に記載されて周知が図られている。

このほかに、短大祭等を企画運営する学生自治会、卒業生・在学生・教員による自主組織である学友会があり、当該短期大学としては、自治会役員と懇談会を持ち課外活動支援に対する学生のニーズを把握しているほか、新入生歓迎会、春の広場、学生大会、学生主催の公開講座、短大祭等の行事に協力している。なお、自治会の活動助成等は学友会から行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の健康については、新学期に全学生の健康診断が実施されており、日常の健康保持や相談等は保健室で対応しており、保健室には高知女子大学の非常勤職員が平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで在室している（水曜日は除く）。当該非常勤職員の勤務時間内であれば、当該短期大学の学生にも対応する体制がとられている。なお、当該非常勤職員の本学兼務及び勤務時間の変更については現在検討がなされている。また、心の悩みについては、毎月 1 回、「短大保健相談」が専門カウンセラーによって実施されている。

各種のハラスメントに対しては、倫理・人権委員会が対応している。従来はセクシュアル・ハラスメントについてだけ、規程やガイドラインが策定されていたが、その他のハラスメントにも対応できるように拡充して、高知短期大学ハラスメントの防止等に関する規程が策定され、学内に相談窓口が設置されている。そして、新学期のオリエンテーションで新入生・在校生にパンフレットが配付されるとともに、専任教員がガイダンスを行い、各種ハラスメントについての啓発・防止に努めている。また、学内の相談窓口だけでなく、外部相談の窓口を「こうち男女共同参画社会づくり財団」が運営する「こうち男女参画センター「ソーレ」」に依頼している。

進路に関しては、就職・編入支援室が設置されて、学生が各種情報を得ることができるようになっているほか、「社会科学基礎演習」やその演習担当教員が相談に応じている。平成 22 年度からは正規科目の「社会人基礎力養成講座」が開講され、就職・編入希望者に対する指導が行われている。しかし、就職相談については専門の担当者が配置されていない。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言制度が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該短期大学には特別な支援が必要とされる学生として、身体に障害のある学生が複数人在籍している。そのような学生については、担当教員やバリアフリー・ワーキンググループが家族と意見交換するほか、学外の公的機関とも相談しながら支援している。また、学生の自主的な支援組織「ともに学ぶ会」とも連携して、教室移動等の支援が行われていることは注目される。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済的援助としては、授業料免除・減免措置のほか、日本学生支援機構による奨学金制度が活用されている。平成 21 年度を例示すれば、授業料免除措置を受けた学生が 5 人、同減額措置を受けた学生

が3人であった。また、日本学生支援機構の奨学金に採用された学生は、1種が11人、2種が16人であった。

こうした授業料免除・減額措置や日本学生支援機構の奨学金制度については、新年度のオリエンテーションで説明されるほか、学生便覧や掲示によって学生に知らせている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 学生による自主的な支援組織「ともに学ぶ会」との協調によって、ノートテイク、教室移動等の障害のある者への支援を実施している。

**【改善を要する点】**

- 専門のスタッフを配置するなど、就職支援体制の充実が必要である。

### 基準8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

#### 【評価結果】

基準8を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学の校地面積は 21,835 m<sup>2</sup> (高知女子大学と校地を共有)、校舎等の施設面積は 15,989 m<sup>2</sup> (うち専用部分は 1,704 m<sup>2</sup>、校舎を共有する高知女子大学との共有部分は 14,285 m<sup>2</sup>) であり、短期大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室等の施設は、講義室 20 室、演習室 15 室、実験実習室 22 室、情報処理学習施設 2 室、語学学習施設 1 室、図書館 1 館（以上高知女子大学と共に用）であり、短期大学設置基準に定められた必要な施設も確保されているが、老朽化が進んでいる。平成 22 年 6 月に南学舎、学生会館、図書館の耐震診断の結果として、全ての建物で「要求された耐震判定値を満足していない」との評価が出ているため、南学舎のみ耐震補強工事を行うこととし、それ以外の校舎については、平成 22 年 3 月の「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」報告書で提言された永国寺キャンパスにおける新たに社会科学系学部の設置と併せて、当該短期大学、高知女子大学、高知工科大学、高知県による永国寺キャンパス整備等検討チーム会で平成 26 年度を目指して校舎の整備等の検討を行っている。

校舎のバリアフリー対策としては、校舎の入口にはスロープ、講義棟及び図書館には館内エレベーターが設置され、車いでの移動を可能としているほか、講義棟のエレベーターには音声装置が付けられ、階段の手前には点字ブロックが設置されるなど、視覚障害者への配慮がなされている。また、多目的トイレ等の車いす対応トイレが整備され、講義棟すべての男性用トイレにはスロープと手すりが設置されている。

これらのことから、老朽化が進んでいるものの、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 14 年度から、図書館と情報処理センターを統合した総合情報処理センターが設置され、これによって年々進む図書資料の電子化や多種多様なデータベースへの対応が組織的に行われている。

情報処理教育を行うために第 1 情報演習室に 27 台のパソコンが設置されている。これらはネットワークにつながっており、授業時間外にも自由に利用できるようになっている。このほか、学生による自主的な学習、就職・編入学の情報収集等に利用できるパソコンが、学生自習室に 6 台、就職編入支援室に 1 台、図書館に 5 台設置されている。

総合情報センターは高知女子大学と共に用しており、情報セキュリティ管理体制は、高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会が、両大学の情報処理システムの維持、管理、運営方針を定め、運営委員会の下にある情報処理部会が情報処理システム、学内ネットワークの維持・管理、運営の業務を行っている。

ウェブサイトにおいても、シラバスや公開講座等の教育情報、休講情報等の提供を行っており、学内外に情報提供できるICT環境が整えられている。

これらのことから、短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の施設・設備の運用方針は、建物を共有している高知女子大学の定める「高知女子大学校舎管理規則」を準用しており、学生や教職員はこの規則に基づいて諸施設を利用している。

学生の学内諸施設の利用については、「学生ロッカー」「学生コミュニケーションルーム（学生控室）」等を1項目として全部で9項目の施設・設備の利用案内が学生便覧に掲載されている。なお、学生会館については、管理規程、運営委員会規程、使用細則が定められており、これらも学生便覧に掲載され、学生に周知されている。

図書館の利用は、高知女子大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則によって利用時間等の運用方法が定められており、当該細則は学生便覧やウェブサイトに掲載されている。また、図書館の利用方法をわかりやすく説明したリーフレット『高知女子大学・高知短期大学総合情報センター図書館利用案内』が作成されて、学外者への周知も図られている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該短期大学の図書館は高知女子大学と共に用いている関係上、当該大学の生活科学部、文化学部関係の図書や女性学関連図書等も収集されているが、当該短期大学関係の図書としては、一般教養関係、社会科学関係の図書が収集されており、教員が研究費で購入した図書も原則として図書館に置かれている。

図書館は平日9時から21時（授業のない日は9時から19時）、土曜日は10時から16時に学生・教職員が利用できるようになっている。

図書館の所蔵図書等は、蔵書160,745冊、学術雑誌1,422種である。地域資料として高知県関係の図書が収集されているのが当該短期大学としての大きな特色である。また、平成21年度からは電子ジャーナルの導入も始められている。

収集する図書は、年に2回各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度によって選定するほか、新任教員の専門に関する図書が不十分な場合には、上記の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、教員の研究・教育に必要な図書が収集されている。また、学生・教職員等が購入希望を申し出る希望図書制度も設けており、学生等の多様な学習ニーズに対応した図書・資料が収集されている。

このようにして収集された図書は、司書資格を持つ職員により、「専門図書」「一般教養図書」「参考図

書」「逐次刊行物」「その他」に分類・整理されている。これらの新着図書の情報はウェブサイトに掲載されており、新着の推薦図書は推薦図書コーナーに配架されて、利用者の便に供している。

図書館の閲覧座席数は 95 席あり、5 台のパソコンが設置されている。そして、学内 LAN に接続した端末からデータベース等を利用するサービスの提供も行われている。

図書館の利用状況は、平成 21 年度では延べ 32,170 人が入館しており、図書や資料を借りた人は延べ 3,556 人、図書館が貸し出した冊数は延べ 7,688 冊となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 車いでの移動、視覚障害者の移動等が容易となるようにバリアフリー化への配慮が行われている。

**【改善を要する点】**

- 建物の老朽化への対策、特に耐震化に向けての対策が必要である。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該短期大学では、教育状況の実態を示すデータや資料を、高知県公文書規程に従って定められた期間保存している。具体的には、教務関係、入学試験関係、学生支援関係の3つに大別され、教務関係は卒業証書交付簿、修了台帳、成績原簿は永年、学生の退学等の身分に関するものは10年、卒業・成績証明書発行に関するものは5年、学生課内に保存されている。入学試験に関しては、入学者の選抜に関するものが10年、学生募集要項の電子データ及び入学手続書類が5年、学生課に保存されている。学生支援関係の書類は、学生の身上調書が永年、学生支援機構等の学外からの奨学金、授業料等の免除、学生の健康管理、施設利用に関する書類が5年、学生証等の各種証明書発行、学生教育研究災害保険に関するものは1年、学生課に保存されるように定められている。

学生の試験答案やレポート等は、担当教員や指導教員がそれぞれに収集・管理・蓄積している。

新入生アンケート、授業評価アンケート、学生の進路や満足度を調べる卒業生就職進学アンケート及び卒業生満足度アンケート等は、教員組織である広報委員会、FD委員会、学生部委員会が、それぞれ実施したアンケート資料を収集・管理し、蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生から意見を聴取する全学的な取組として、年1回講義系科目を対象にした授業評価アンケートを実施している。この集計結果は、『高知短期大学年報』に掲載されているほか、全体の結果はFD会議で全教員に報告されている。また、各講義のアンケート結果の詳細は、その担当教員に授業改善の資料として提示されている。これに加え、新入生アンケート、卒業生就職進学アンケートを行っており、平成21年度には卒業生満足度アンケートも実施されている。この卒業生満足度アンケートで寄せられた就職サポートをして欲しいとの要望を受けて、「社会人基礎力養成講座」が開講されるなど、これらのアンケートは教育の改善に活かされている。

このほか、年に2回学生自治会との間で行われる懇談も学生の意見を聴取する場であり、学生大会で出された学生の要望等を聞き取って、対応が検討されている。

また、当該短期大学では教員が学生と個別に接する機会が多く、そこから教員による学生からの意見聴取も活発に行われている。さらに、教員の多くは各自の講義系科目において、毎回のように学生に質問や

感想を書かせて、それぞれに教育の改善に努めている。その点の評価は、卒業生満足度アンケートの自由記述欄に、学生と教員の距離が近いことが良い点として挙げられていることに示されている。

専攻科学生の意見聴取については、平成 21 年度から専攻科委員会が学生に対して、「専攻科についての専攻科生アンケート」を実施しており、その結果は教授会に報告され、専攻科教育の質の向上に活かされている。

上記の学生への意見聴取のほかに、教員同士で日常的に行われている意見交換から教育の改善に結びついているものが少なくなく、従来は口頭で説明していた教育課程の履修モデルを、分かりやすく図示したプリントを配付することにより、例えば、積上げ方式の教科で、民法を履修せずに労働法を履修するといった学生が少なくなっていることなどが挙げられる。

これらのことから、短期大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該短期大学では、教育の質を向上させるために、高等学校教員、卒業生、その他の地域の人達、各種団体や施設等から寄せられる意見を入学試験の在り方や授業改善等といった教育の質の向上に活かしている。

高等学校教員からの意見は、学生募集に係る協力依頼で教員が高等学校を訪問した際に寄せられるほか、毎年実施されている県内の高等学校教員を招いての入学試験説明会も意見を聞く機会である。こうした機会に高等学校側から出された要望については、対応が検討され、改善に活かされている。例えば、編入学や就職等の進路支援体制を充実してほしいとの要望を受けて、編入学・就職支援体制が強化されており、その効果は編入学者の増加となって現れている。

当該短期大学には、学友会があり、総会や理事会などの行事等を通して卒業生の様々な意見や要望が学友会の理事である学長代理に集約され、学内設備の充実等に活かされている。また、卒業生が教員を訪ねてくることが少なくなく、その際に卒業生から様々な意見が寄せられている。さらに、編入学先の大学教員から個別に寄せられた意見は、編入学支援に活かされている。

また、高知県立大学の在り方が県や県議会で検討されているのに関連して、平成 16 年度に当該短期大学についての意見を聞くために、高等学校、経営者協会、弁護士、高知大学、学友会、幡多に大学を作る会の関係者と本山町長等 8 人からなる「県立大学改革と高知短期大学のあり方についての懇談会」が設けられ、4 回にわたって様々な意見が交わされており、ここで出された意見を受けて、教授会でも教育の改善等について論議されている。

地域の意見の継続的な活用の具体例としては、高知県消費生活センターから講座設置協力の働きかけがあって、平成 22 年度に新しく「消費生活論」という科目の設置に繋がっている。また、日曜市への学生の出店等の取組や「高知学」の授業等を通して、地域の意見を教育に取り入れている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員は、FD会議で指摘された点や授業評価アンケートの結果を受けて、質の向上を図っている。教員の授業改善の取組としては、例えば、学生に感想用紙を配付し、講義の感想や質問、意見等を聴取し

て学生の理解を把握しているほか、講義や演習に関連のある新聞記事や社説、統計資料等を取り上げることで、学んでいることと社会の動きが強く関係していることを意識させるといった授業内容や教材の工夫等が挙げられる。また、板書の書き方、教員の話し方、講義中における質問の受け付け方、テキストや教科書の扱い方等といった教授技術等の改善を各教員が進めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

F D委員会が組織的なF D活動に取り組んでいる。全学的には年2回全教員が参加するF D会議を主催し、学生を対象に年に1回授業評価アンケートを実施している。

F D会議は、演習や講義の受講生の状況を把握するため、各教員の演習や講義の教育方法等についての報告を基に、教育の質の改善に向けて全教員が交流し検討し合う場となっている。ここでの議論は個々の教員の教育活動に活かされるとともに、教育課程全体の改善にも役立てられている。平成22年度のF D会議では主にゼミについて議論が行われ、1年生対象の「社会科学基礎演習」の受講者数の変化、新入学生の変化、その入試成績との関連等が議論されている。また、2年生を対象とした「社会科学演習」については、編入学や就職の対応のためには1年後期からの意識付けが必要等といった意見が出されている。学生の編入学と就職支援の体制を強める教育課程の改善の一例として挙げると、平成19年度に「社会科学演習Ⅲ」、平成21年度には「社会科学演習Ⅳ」が開設され、そのために専任教員の科目負担数が1コマ増やされている。また、平成20年度には新たな科目「キャリア・デザイン」が設置され、平成21年度には「文章表現技法」科目の内容が改められたが、これらはF D会議から生まれた成果である。

非常勤講師については、F D委員会が今年度から非常勤講師懇談会を開催して、授業等についての問題点や課題を聴き取ることにしている。

当該短期大学は、四国大学教職員能力開発ネットワーク（Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Education、以下「S POD」という。）の加盟校である。S PODでは複数のF D研修が提供されており、教員に周知されている。加盟して実現したF D活動として、教員相互の授業見学が挙げられる。教員相互の授業見学は、既に平成19年度に試験的に実施していたが、平成20年度のS POD立ち上げ総会、平成21年度のI DE地域セミナーへの出席を通して、また、F D研修における発表等を参考にして、平成22年度から全学的に教員相互の授業見学が実施される運びとなった。具体的には、5人の教員によって15科目の講義を対象に見学が実施されており、講義を見学した教員及びF D委員には見学後、当該講義の佳良点や感想を提出してもらい、それをまとめた文書をF D会議の際に教員に配付し、授業改善に役立てるよう要請している。

これらのことから、F D活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当該短期大学には、助手やT A、技術職員は配置されていないため、教育支援者は主に学生課・図書情報課の事務職員である。事務職員は、当該短期大学も加盟しているS PODの研修会に参加している。例えば、平成21年度5月、7月に開催された第2回、3回「S POD-S D合宿セミナー」では、学生支援、

入学試験・大学広報等、学務系職員に求められる能力について研修が行われ、9月に開かれた「S POD フォーラム」では、大学職員のための企画力養成講座、職員はFDにどうかかわるかなどというテーマで研修が実施されており、それぞれ職員が参加している。

また、中国四国地区大学図書館研究集会にも事務職員と司書が参加し、「IDE地域セミナー」にも事務職員1人、高知女子大学所属で当該短期大学兼務の事務職員3人が参加している。

他方で、事務職員は学生部委員会に参加して教員とともに学生教育の現状と問題点等についての議論に加わっており、これも大学職員の資質向上の一手段といえる。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

**基準 10 財務**

- 10－1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10－2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10－3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 10－1－① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

高知県を設置者とする公立短期大学であり、当該短期大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、当該短期大学としての債務は存在しない。

- 10－1－② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該短期大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、高知県一般会計の歳入歳出予算に計上され、一般会計からの繰り入れにより、経常的収入を確保している。

なお、当該短期大学では、入学生が収容定員を下回る年が多いため、更に魅力のある教育研究の提供に努めつつ、効果的な募集活動にも一層力を入れることにより、定員を確保すべきと認識しているが、不足する部分は一般会計より賄われている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10－2－① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学は、高知県を設置者とする公立短期大学であり、毎年度の高知県一般会計の歳入歳出予算については、高知県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

当該短期大学では、予算編成に当たって、予算委員会、教授会の議決を経た後、予算要求を取りまとめ、県財政当局と予算折衝を行っている。決定された予算は、予算委員会、教授会に概要が報告され、詳細は全教職員が閲覧できるようにしている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10－2－② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該短期大学は、高知県を設置者とする公立短期大学であるため、高知県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となってないと判断する。

10－2－③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該短期大学の予算配分に当たっては、大学全体の予算が減少している中で、短期大学の目的の達成のために、学生教育費は、1人当たりの予算単価をおおむね維持し、教員研究費もその水準を大きく落とすことのないよう適切な配分に努めているが、年々厳しい予算となってきた。教員研究費については、各教員への配分の基準を予算委員会、教授会で決定し、それに基づいて配分している。

また、施設・設備に係る予算配分については、キャンパスを共有している高知女子大学の予算で行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10－3－① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該短期大学は、高知県を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、高知県一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、県民に公表している。

10－3－② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、高知県の監査委員による監査を行っており、県の会計管理局による会計事務検査、書類審査が行われている。また、地方自治法に基づく公認会計士等による包括外部監査も適宜行われ、結果は公表されている。

内部監査については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた公的研究費を対象に行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該短期大学は高知県行政組織規則に基づいて、学長以下、学長代理、事務局長、事務局次長、学生部長、総合情報センター長を管理・監督者としている。

当該短期大学の意思決定機関として教授会が置かれ、その下に、高知短期大学委員会設置規程に則って、予算委員会、学生部委員会等といった 13 の委員会が設けられている。各委員会で審議され、全学的に決定、承認が必要な事項は、教授会に提示され、審議決定されている。

事務組織は事務局長の下に、大学改革に関する事務を所掌する「改革推進室」、庶務、財務、企画広報、地域貢献等を所掌する「総務企画課」、教務事務や入学試験事務、学生の福利厚生等を所掌する「学生課」、図書館業務と大学の情報システムを所掌する「図書情報課」が置かれている。これらの事務組織は、当該短期大学の目的達成を支援する事務機構としては十分であるが、事務職員の多くが高知女子大学との兼務であることもあって、遂行できる事務は必要最小限のものに限られている。

危機管理については、高知短期大学危機管理規程によって、「火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生、危険物の漏出その他の重大な事件又は事故」により、「学生等の生命若しくは身体」や「大学の組織、財産もしくは名誉」に重大な被害が発生するか発生のおそれがある緊急の事態を「危機」と規定した上で、これらの危機への対応が定められている。危機対策の要となる危機対策本部は学長を本部長として、副本部長（学長代理）、本部員（学科・専攻科・事務局・総合情報センター・学生部の長）で構成される。危機の中でも特に地震に対しては高知女子大学・高知短期大学東南海・南海地震防災規程、火災に対しては高知女子大学・高知短期大学防火対策規程がそれぞれ定められており、高知女子大学と合同で、地震・火災の発生への対応や事前の防災訓練・教育等、細部にわたって対応策が規定されている。

職員倫理については、高知県職員倫理条例に基づいて、大学職員としての倫理が保持されている。また、教員の研究費等の不正防止のために、高知県立高知短期大学における公的研究費の不正防止計画が作成されており、その中で、「不正防止の取り組み」や「不正発生時における対応」等といった具体的措置が示されている。

また、従来はセクシュアル・ハラスメントだけを対象としたものであったが、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントも含めた 3 ハラスメントを対象にした高知短期大学ハラスメントの防止等に関する規程が制定されて、リスクへの対応力の向上が図られている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となつているか。

当該短期大学では、学長が高知女子大学の学長と兼務であることから、実質的には学長代理のリーダーシップの下で業務を遂行している。学長代理は教授会の意見を取りまとめて、意思決定を行っている。また、効率的な検討と業務を執行するために、教授会の下に13の各種委員会が設置されており、予算委員会を含めた7委員会の委員長を学長代理が務めている。このほか、バリアフリー、認証評価、法人化のように重点的に取り組む必要がある案件については、ワーキンググループ等が設けられて、協議・検討されており、各委員会・ワーキンググループ等での検討結果は、委員長等から教授会に報告・提案され、おおむね月に2回開かれる教授会での審議・決定に基づいて、学長によって正式決定されている。

これらのことから、学長及び学長代理のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となつていると判断する。

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該短期大学は、毎年新入生アンケートや、卒業生満足度アンケートへの回答等から管理運営に関する学生の意見や要望を把握して、改善に活かしている。また、年に2回程度、学生自治会の代表と話し合いを行って、学生の要望等を把握して対応するように努めている。日常的には、主に学生部委員会が学生のニーズを把握して、施設の利用等について必要に応じて要望に対応している。

このほかに、学友会の理事会や総会、諸行事等を通して、学友会会員の意見や要望が把握されている。

また、学外関係者のニーズ把握は、地域と連携して実施される授業や、学生募集に係る県内高等学校や各種団体への訪問等を通して行われており、それらは当該短期大学の教育課程や入学試験等に活かされている。

教員の公的な意見表明の場は、各種委員会や教授会であり、そこで管理・運営、教育等に関する事項が審議決定されて実行に移されている。事務職員は、県が定めている職員の目標設定制度に係る年に数回の面談等を通して上司と意見交換しており、それらは管理・運営に反映されている。

これらのことから、短期大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該短期大学では、学長代理を始め、関係職員を公立短期大学協会が主催する通常総会、学長会、社会系協議会等の各種会議に参加させ、情報収集に努めている。事務職員の資質向上のため、高知県が行う職員研修（トップセミナー、所属長研修、チーフ・班長研修等）や人権研修、健康管理研修等に参加して資

質向上に取り組んでいる。また、S POD主催の「SD合宿セミナー」や「SDプログラム開発セミナー」「S PODフォーラム」等にも参加し、職員の管理運営能力の向上に向けて取り組んでいる。

また、高知県の職員の目標設定制度に関する取組と、職員の資質向上を図る人材育成のための人事考課制度によっても、職員の資質向上が図られている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該短期大学の管理運営体制は、学則に定められた目的に沿って高知県行政組織規則に定められている。

教授会の構成や審議事項は学則に規定されている。また、13の委員会の種類及び名称と委員長の選任方法及び任期、委員会の責務及び総括者等は高知短期大学委員会設置規程で定められており、各委員会の所掌事項及び構成、委員の任期、委員長の選出方法等については、それぞれの委員会規程で定められている。

教員の役職員（学長・学長代理・学生部長）の選考については、高知女子大学長・高知短期大学長選考規程、高知短期大学学長代理選考規程、高知短期大学学生部長選考規程でそれぞれ定められている。

教員の採用・昇任については、「教授、准教授及び講師の選考（採用・昇任）に関する基準」や高知短期大学教員採用に関する手続規程、高知短期大学教授昇任に関する手続規程で厳密に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該短期大学の活動状況に関するデータや情報（大学組織と運営、学生教育に関する現状と課題、教員の研究・研修活動、社会活動・地域貢献活動、学生及び関連諸団体の活動等の情報）はすべて学生課に収集・蓄積されており、主なものは『高知短期大学年報』に掲載し、教職員に配付されており、必要に応じて活用されている。また、学内のほとんどすべての活動は教授会に報告され、議事録に記録されている。この議事録は教員に配付されているほか、これらの関連文書も議事録に添付されて学生課に保管されており、過去の議事録も含めて教職員すべてが必要に応じて閲覧し、活用できるようになっている。

これらのことから、短期大学の活動状況に関するデータや情報が、適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該短期大学では、昭和63年度以来『高知短期大学年報』を発行して、教育研究活動の概要を公表している。平成16年度からは、この年報を自己評価に向けて積極的に位置付けて、従来の年報編集委員会を自己評価委員会に改組したほか、年報の副題を『自己点検・評価に向けて』としている。さらに平成21年度からは、年報の副題を『自己点検・評価書』と改め、内容も自己評価の視点をより意識的に取り入れたものとしている。

また、年に2回、全教員が参加する教育研究検討会議を開催しており、年度末の会議では各委員会活動を中心とする年間活動の総括が行われ、そこで明らかにされた課題は『高知短期大学年報』に掲載している。この年報は、ウェブサイトで公開しているほか、ほかの公立短期大学や県内の大学、高等学校、市町村、図書館等といった諸団体に配布されている。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該短期大学では、平成22年に自己点検・評価書としてまとめた『高知短期大学年報』について、外部者の意見を聞く機会として、6人の外部評価委員による外部評価会議を開催し、検証を実施している。

のことから、自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

年度途中の教育研究検討会議における中間的な総括のための議論は、年度後半の教育活動に活かされ、年度末の教育研究検討会議における年間活動の総括、自己点検・評価は、翌年度の第1回教授会において、学長代理が提起する課題に反映されるとともに、各委員会の年間活動方針にフィードバックされている。

『高知短期大学年報』作成の際にも、各委員会がそれぞれの担当分野について総括案を示し、全体の議論を踏まえて課題と改善点等を含めたまとめが作成されており、それらは翌年度の各委員会にフィードバックされている。フィードバックの具体例としては、広報委員会及び外部評価会議の立ち上げ、心身の健康状態の維持のために学生に対するカウンセリングの機会の提供等が挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該短期大学の教育研究活動の状況や活動成果に関する情報（年間の開講科目と担当教員、卒業生の編入学先や就職先、教員の研究活動、長期研修報告、研究紀要『社会科学論集』の発行状況、審議会への参画状況、公開講座の開催状況）は『高知短期大学年報』に掲載され、ウェブサイトを通して、社会に発信されている。

のことから、短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 自己点検・評価書と位置付けられている当該短期大学の活動内容をまとめた『高知短期大学年報』が、関係諸団体に配布されると共に、ウェブサイトを通して広く社会に公表されている。

## <参考>



## i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 短期大学名 高知短期大学
- (2) 所在地 高知県高知市永国寺町5番15号
- (3) 学科等の構成
  - 学科：社会学科第二部
  - 専攻科：応用社会科学専攻第二部
- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）
  - 学生数：学科269人、専攻科12人
  - 専任教員数：13人
  - 助手数：0人

### 2 特徴

#### 【建学の精神】

本学は、昭和26～27年にかけて開講された高知女子大学主催の公開講座がきっかけとなり、それを受講した勉学意欲の高い県民による、熱心な夜間大学設立運動によって開設された。県議会に提出された「働きながら学べる夜間大学の設立を」という県民の請願書には、本学の建学の理念と設立の意義が明確に表現されている。すなわち、「日本の興隆と民主化促進のためには、地方教育文化の発展が必須の要件でありながら、これに対する施設が少なく、特に働く者を対象として、最終教育部門がないために、地方産業を担うべき有為の青年が都心にあこがれ、地方はますますたれていくという傾向が見られるのであります。ここに私たち青年の念願として、正規の夜間大学の設置を敢えて請願する所以あります」。

この請願を県議会は全会一致で採択し、県は設置認可申請を文部省に提出した。その申請には、本学の「目的及び使命」を「本短期大学は、主として勤労者を対象として、社会科学に重点を置く一般的な大学教育を施し、よき社会人を育成するとともに地方文化の向上を図るをもって目的とする」とあり、高知という地域に根ざした、働く者の高等教育機関という、本学建学の精神が明確に示されている。

#### 【沿革】

本学は、昭和28年4月、社会学科第二部、二年制、男女共学（入学定員60名）の短期大学として始まった。

昭和40年度には、本学志願者の増大に対応するため入学定員を60名から120名に改定した。その後も志願者は増え続け、勤労者が入学しにくい状況が生まれてきた。このため、昭和61年度入試から定時制高校を対

象とする推薦入試制度を、62年度からは通信制高校を対象とする推薦入試を導入し、さらに同年度から社会人を対象とする特別入学制度を採用し、勤労者・社会人の進学機会を広げる措置をとった。

平成に入ると、18歳人口の減少に加え、高校新卒者の進学率上昇・就職率低下などの要因から本学への志願者が減少をはじめ、平成6年度には200名を切るようになった。志願者確保が大きな課題となり、平成7年度から全日制の職業学科を対象とする推薦入試制度を、平成13年度からは全日制普通科を対象とする推薦入試制度を導入し、学習意欲を持つ高校新卒者に対して新たな入試機会を提供することとした。また勤務条件や雇用形態が多様化する中で、少しでも多くの勤労者・社会人が大学で学ぶことができるよう、平成16年度には長期履修学生制度を導入した。

また平成10年度には大幅なカリキュラム改革を実施した。①学生層や社会的ニーズの変化や多様化、②本学教職課程廃止と専攻科新設、③短期大学設置基準の大綱化・弾力化への対応などを主な目的としていた。法学と経済学を中心とした専門教育科目に、総合的・学際的領域を扱う科目群を設け、法学系、経済・経営系、総合社会系の3つの系列に専門科目を編成した。

本学は、開学間もない昭和31年、短大卒業生を対象とした教職課程（中学校社会科教諭2種免許）を開設し、勤労者・社会人が教職に就く道を提供してきた。設置者の意向により平成9年度末に廃止されたが、それに替わって平成10年度、継続的な学習要求に応えるために、専攻科第二部（応用社会科学専攻）が開設された。地域政策と社会実務を教育の2つの柱とし、問題を実践的に解決し、処理していく社会科学の実践的な力量を身に付ける教育課程として位置づけられた。

本学の学生は開学当時の公務員を中心とする若年勤労者を中心とする状況から、不安定雇用層や職を持たない層を含み、年齢も新規学卒者から退職者まで含む学生へと変化してきているが、勤労者をはじめとする多様な学生を対象としている点で全国的にも貴重な高等教育機関として機能している。

昨年度末までに社会学科卒業生は5,106名、専攻科修了生は88名、教職課程修了生は652名となり、多くは県内の様々な領域で活躍している。

## ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

### （1）高知短期大学の目的

高知短期大学は夜間大学設置という高知県民の強い熱意と要望に応えるために設立され、学則で本学の目的を以下のように定めている。

- ・ 高知短期大学（以下「本学」という。）は、社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与することを目的とする（学則第1条）

#### 勤労者をはじめとする多様な学生に教育機会を提供する短期大学

設立の経緯から明らかなように、働く者に学ぶ機会を提供することによって、地方文化の向上に独自の役割を果たすという点に本学建学の精神がある。設立以来、県下で唯一、夜間に学べる高等教育機関として独自の役割を果たしてきた。「大学全入時代」を迎えた今日においても、夜間に学べる高等教育機関の果たすべき役割は、変化しつつも一層重要になってきている。従来、本学の入学生として多かった高校新卒の定職をもつ若年勤労者は減少してきているが、短大をステップに4年制大学への編入学などの新たな進路を模索する不安定就労の若年層や、社会人としての経験を踏まえ強い学ぶ意欲をもつ退職者層を含む中高年層が増大してきている。こうした層はいずれも経済的な事情などから既存の高等教育機関では学ぶ機会を得ることが困難な層である。本学は学ぶ意欲を重視し、若年層から中高年層まで、幅広い年代の、多様な経験を持つ学生に高等教育機会を提供するという独自な役割を果たしており、成熟した高齢化社会を迎え、知の役割が飛躍的に重要となってきている現代において、建学の精神を受け継ぎ、発展させているものである。

#### ユニバーサル・アクセスの一翼を担う短期大学

以上の理念は、「誰でもがいつでも自らの選択により適切に学ぶ機会が整備された高等教育」、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現にあるといふことができる。「ユニバーサル・アクセス」は1つの大学で実現しうるものではないが、本学は夜間教育の機会を提供することによって、また高等教育への最初のステップとして2年間という学びやすい教育機会を提供することによって、高知県における「ユニバーサル・アクセス」の実現に、不可欠の一翼を担うものである。誰でも、学びたい意欲を持つ学生に学ぶ機会を提供すること、そのために、学ぶ側の条件に合わせた教育機会を提供し、高等教育への「ユニバーサル・アクセス」の一環として積極的な役割を果たそうとするものである。

現在、社会学科第二部と専攻科第二部応用社会科学専攻が設置され、それぞれ、学則に定める目的と建学の精神を実現するために以下の理念と目的を掲げている。

### （2）社会学科第二部の理念と目的

「高知短期大学社会学科の理念・目的を定める規程」において社会学科の理念と目的を以下のように定めている。

#### （理念）

- ・ 社会科学の研究、教育を通じて、地域の文化や地域社会の発展と向上に寄与し、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、将来の地域社会を主体的に担うことができる人材を養成する。

#### （目的）

- 1 豊かな教養を身につけるための基礎的な学力を養成する。
- 2 社会科学の専門的な力量を養成する。
- 3 地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。

#### 地域の担い手として必要な基礎的な力量養成

本学は上記の理念において教育対象を「勤労者をはじめとする多様な学生」と明確にし、教育の目的として、

豊かな教養と社会科学の専門的な力量を持ち、地域社会の発展を主体的に担う人材を養成するものとしている。

そのために基礎教育科目において、現代社会を主体的に切り開く扱い手として必要な基礎的能力を形成するために、広い視野と教養を身に付け、コミュニケーション能力を豊かにし、生涯にわたる自己教育力を育成するものとし、専門教育においては、法学と経済学を中心に社会科学の基礎的力量を形成し、地域社会の創造的な扱い手を育成するために、現代社会が抱える様々な問題を発見し、その問題を解決するための基礎的な能力を養成し、持続可能な地域社会の発展に寄与する産業や事業、地域の行政や法務、地域づくりに関わる扱い手を育成するものとしている。既に職を持つ者も、新たに職を得ようとする者も、さらに進学しようとする者も、いずれも学生として相互に刺激を与え合いながら、基礎的な力量を向上させている。

#### 学び続ける意欲と能力の養成

上記の教育目的を実現するという場合、2年間の夜間教育という限られた教育機会を通じて実現する、より具体的な目標として重視していることは、短大教育を通じて、卒業後も独学で、あるいは様々な教育機会を利用して、学び続ける意欲とそのための能力を形成するという点である。実際、多くの学生が継続的な学習意欲を持ち、卒業後も4年制大学への編入学や本学専攻科への進学、さらに放送大学を活用するなど、多様な方法で学び続けている。

#### (3) 専攻科第二部応用社会科学専攻の理念・目的

「高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的を定める規程」において専攻科の理念と目的を以下のように定めている。

##### (理念)

- ・ 社会科学の研究、教育を通じて、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、これまでの社会科学の学習を基礎に、より深く学ぶ場を提供し、専門領域の実践的な力量を身につけた人材を養成する。

##### (目的)

- 1 現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的能力のある人材を養成する。
- 2 地域社会の創造的な扱い手を養成する。

短大などを卒業した後も学び続けたいという、勤労者をはじめとする学習ニーズは強く存在している。にもかかわらず、それに対応した教育機会は限られている。本学専攻科第二部はこうした要求に応えるために、より深い学びの場として設置されたものである。

#### より深く、より実践的な社会科学の力量養成

地域社会を取り巻く状況は急激に変化している。その中で持続可能な社会を実現するために必要な、より実践的な力量を養うことを目的とし、地域の産業や事業、行政や法務、地域づくりの現場で生じている問題に向き合い、解決していくために必要な政策立案の基礎的能力を養成していくことういうものである。1年間という短期の教育課程だが、徹底した少人数教育を通じて、学生が主体的に学ぶ力を向上させていくことを目標としている。多くの修了生は職場や地域でその力量を活かすとともに、さらに継続した学習・研究を進めている。

以上、本学は夜間の高等教育機関として、今後も独自の役割を果たしていくことを目指し、積極的な取り組みを進めていくつもりである。

### iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 短期大学の目的

本学の学則及び平成20年度に定めた「理念・目的」によって、建学の理念に立脚し、今日の時代に即応した形で本学の目的が明確にされている。そこでは勤労者をはじめとする多様な学生に対して社会科学を中心に深く専門の学術を教授・研究し、地方文化に寄与することとされており、学校教育法第108条及び短期大学設置基準第2条の2を満たしている。また本学の目的は、『学生便覧』、『高知短期大学年報』等に掲載するとともに、ホームページでも公開し、本学の教職員・学生への周知をはかるのみならず、資料の送付等の方法で広く社会的に公表している。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与するという目的を実現するため、働きながら学ぶことができる社会学科第二部を置いており、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。社会学科の教育課程は、教養教育に相当する「基礎教育科目」を含め、教授会が最終責任を持ち、直接には学生部委員会が科目編成、担当教員配置等について検討・実施を進めているので、教養教育が適切に行える仕組みが整備され、機能している。専攻科・応用社会科学専攻第二部は、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材及び地域社会の創造的な担い手を養成することを目的とし、本学社会学科などでの学習に接続する教育課程として設置されており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。総合情報センターは図書館資料の管理・運営や情報処理サービスの提供といった教育研究活動の支援を行い、本学の目的を達成する上で重要な機能を果たしている。

教授会は、本学の社会学科及び専攻科の教育活動全般について審議し、協議する場として機能している。教授会では、教育内容、単位認定、学生の入学・退学・休学・復学及び卒業の認定などの教育課程に関わる重要な事項を十分審議を尽くして意思決定を行い、必要な活動を行っている。教育課程や教育方法等を検討する委員会として、学生部委員会、専攻科委員会、F D委員会が組織され、学生部委員会を中心に、関連する委員会がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に結びついて精力的に委員会活動を展開し、全体として教育課程及び教育方法等について実質的な検討を進めている。

#### 基準3 教員及び教育支援者

本学は、社会学科1学科・専攻科1専攻の教育について、専任教員全員によって構成される教授会が教員組織編制の基本の方針を検討し、教授会の下に各種委員会を配置し、教授会が研究教育に関わる責任を負う教員組織編制をとっている。本年度、教育に従事する専任教員数は13名で、短期大学設置基準に基づく必要専任教員数を上回っている。教員1人当たりの学生数が少なく、少人数教育が可能な体制となっている。また専任教員は主要な授業科目を担当し、専任教員の内8名は教授又は准教授である。専任教員に加え、非常勤講師を配置し、教育の幅を広げ、本学の教育上必要な教員を確保している。専任の教員数は全体として短期大学設置基準を満たしているものの、教授の数は1名不足しており、この点は早期の是正が必要である。准教授、講師に対して長期研修機会を提供するなど、教育研究力量の向上を奨励する措置をとっている。教員の流動性は高く、公募による新規採用が続き、結果として若返りが進み、教員組織を活性化させている。また、長期研修制度など教員組織の活性化を図る措置も講じられている。しかし、教員の年齢構成では50歳代以上の層が少なく、年齢構成への配慮が必要な状況にある。

教員の採用基準や昇任基準は規程として明確且つ適切に定められており、それに沿って教授会で適切に運用

されている。その際、教育上の指導能力の評価も行われている。教員の教育活動を交流・検討するために、専任教員全員が参加するF D会議が設けられており、優れた教育実践の共有など、教育活動に関する定期的な評価の仕組みとして機能している。また、学生による授業評価が行われ、それに対する教員による自己評価も取り組まれている。本学の教育目的を達成するための基礎として、教員は担当する教育と関係する研究活動を行い、毎年、その活動は『高知短期大学年報』に掲載されている。

事務職員については、必要最低限の配置はされているが、定期的な人事異動もあり、事務職員体制の強化が課題になっている。学生の生活や進路の相談などに対応する教育支援者の整備は切実な課題となっている。

#### 基準4 学生の受入

本学の本科、専攻科において、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針と「学生募集要項」により、明確になっている。しかし、入学者受入方針において「入学者選抜の基本方針」を組み入れた形での明確化が必要と考えられる。また、高校訪問等による資料配布実績、ホームページへの公開、アクセス数から、本学の入学者受入方針が公表され、広く周知されている。

入学者受入方針に記載されている求める学生像に沿った学生を選抜するため一般入試だけではなく、推薦入試、社会人入試を設けている。学力試験だけでは把握することが困難な学習意欲や主体的に学ぶ能力を志望理由書、自己推薦書や面接により確かめることができるので、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。専攻科においても、レポートと面接により、学力試験では把握することが困難な学習意欲を確かめることができており、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。

本学における実際の入学者選抜は、教授会が定める入学試験実施要領に基づいて行われ、志願者の規模に対して十分な入試委員が配置されているので、適切な実施体制によって公正に実施されていると言える。

本科においては、F D会議における「社会科学基礎演習」についての議論を通じて、どのような学生が入学しているかについての情報を全教員で共有し、入学者受入方針に沿った学生の受け入れが実際に行われているかどうかを検証している。専攻科については、専攻科委員会及び教授会で同様の検証が行われている。

入学者実数については、本科の場合、入学者定員数を大幅に下回る状況とはなっておらず、また平成22年度については定員を満たしている。しかし、入学定員を下回る状況に対しては、引き続き教育の充実を図りながら、広報活動を一層強化していく必要がある。また、専攻科においては、入学者定員を大幅に下回る状況が継続しており、モデル改変などの改善努力はなされているが、さらに継続的な改善の取り組みが必要となっている。

#### 基準5 教育内容及び方法

##### <短期大学土課程>

本学社会科学科の教育課程は、基礎教育科目を中心に豊かな教養を身に付け、専門教育科目を中心に社会科学の専門的力量を養成し、地域を主体的に担う人材として成長するために必要な科目が配置されており、学則と「理念・目的を定める規程」、授与される学位に照らして必要な授業科目が適切に配置され、体系的に編成されている。また編入学・就職希望など学生ニーズの変化と多様性に対応し、演習科目を拡充しているほか、地域の協力を得て地元の現実を学ぶ「高知学」の取り組み、地域の要請を受け、地域と連携して開講される「消費生活論」など、本学の教育課程は学生の多様なニーズ、社会からの要請等に適切に配慮した編成と内容になっている。教員の研究活動も活発であり、本学の教育に反映するという点でも配慮されている。単位の根拠となる授業時数、年間授業週数の確保に努め、学生に対してはオリエンテーション等において単位取得の意味を説明し、履修の進め方について指導を行うとともに、学生の相談に応じる体制を整えている。更に個々の受講科目についてシラバスで主体的な学習を促すための指針を提示しており、単位の実質化への配慮が行われている。

社会科学科の教育の目的に沿って、講義、演習、実技の科目を配置し、学生状況の変化に対応して、演習を充実させ、実習を取り入れるなど、授業形態の組合せやバランスを適切に保ちつつ、学習指導法の工夫を進めている。シラバスは全学生に配布され、平成21年度からシラバス記載内容の改善と統一性の確保が進められ、平成22年度からはホームページでも閲覧可能になっており、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。また、授業評価アンケートの結果からもシラバスに沿った計画的な授業が進められていると言える。全ての専任教員が参加するFD会議において、学習意欲など学生の全般的な状況と対応について議論されるとともに、演習担当の教員が中心となって個々の学生の学習相談に応じる体制をとっている。また、自主学習のために図書館、学生自習室、教室などの利用の便宜を図っており、自主学習や基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

第二部の短期大学として、本学は、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、学生への指導も丁寧に行っている。また、学生が就学と仕事などを両立させることができるように、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

教育目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則の形で組織として策定され、『学生便覧』等によって学生への周知も行われている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。成績評価の正確さを担保するために、成績に対する疑問がある場合には申し出るようになっているが、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは課題として残されている。

#### ＜専攻科課程＞

本学の専攻科は、本科において開講されている科目に関連した発展的な科目を配置しているので、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっている。すなわち、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成するために必要な科目を「地域政策系科目」、「社会実務系科目」、「総合科目」として配置している。また、学生の体系的履修の指針として3つの履修モデルを示している。この点から授業科目が適切に配置され、また教育課程が体系的に編成されていると言える。また、地域社会の諸問題の解決や現代の法化社会への対応をすることができる人材を養成するための科目配置をしているおり、社会からの要請等に配慮している。また、「特別研究」として、学生がテーマを選ぶことができる科目を設置するとともに、本科の科目を聴講する制度、及び高知女子大学との間に単位互換制度を採用しているところから、多様な学生の興味・関心にも対応し、学生のニーズに配慮している。更に専攻科の講義・演習は、担当教員の研究成果に基づいて行われており、研究成果、学術動向を反映している。

授業は、学生の状況に応じて、講義科目においても、適宜演習形式を採用しており、講義・演習のバランスは適切と言える。また、少人数教育を実施し、演習においてはフィールドワークを行うなどしているので、教育内容に応じた適正な学習指導法の工夫がなされている。講義、演習双方において、徹底した少人数教育を実現し、短期大学教育では、位置づけることが困難な調査研究とまとめを指導し、学生の力を育てている。

シラバスは、全学生に配布され、平成21年度からシラバス記載内容の改善と統一性の確保が進められ、平成22年度からはウェブサイトでも閲覧可能になっているので、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。また、専攻科科目を受講する上で基礎的な学力が備わっていない学生が基礎的学力を身に付けるために、本科の講義を聴講することを認める制度を導入しており、また、施設的にも専攻科学生控室を設けるなどしており、専攻科学生が自主学習をすることに配慮している。更に第二部の専攻科として、本科同様、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

専攻科学生は少数であり、教員も専攻科ガイダンスや日々の講義を通じて研究指導を行っている。また、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、

単位認定、修了認定が適切に実施されている。また、学生には成績に疑問がある場合には直ちに申し出るよう周知しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。ただし、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは、課題として残されている。

## 基準6 教育の成果

社会学科では、FD会議において学生の状況を常に把握するように努めている。また、授業評価アンケート、卒業生満足度アンケートを実施するなど、学生の意見聴取を行っている。専攻科では、専攻科委員会において、専攻科アンケートを実施するなど学生の意見聴取を行い、教育の達成状況を把握するよう努めている。以上の点から、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われている。

本科と専攻科の単位修得率は、それぞれ83.3%と95.0%であり、良好である。本科の卒業率（修業年限内）は64.6～73.2%であるが、仕事や経済上の問題を抱えながら勉学を続けているという事情に鑑みれば良好であろう。専攻科の修了率（修業年限内）は過去6年間の平均で64.9%であり、本科と比べれば幾分低い。しかしながら専攻科生はいずれも困難を克服して熱心に学び、地域政策演習や特別研究の科目の中で論文を執筆し、学生論集を毎年発行するなど、成果をあげている。以上のことから、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、卒業（修了）の状況、演習や研究の成果などから判断して、教育の成果や効果が上がっていると言える。

卒業生満足度アンケート、授業評価アンケート、専攻科生アンケートの結果から考えて、本学の学生は、教育の目的とした基礎的学力、専門的知識を修得し、地域に貢献できるよう自主的に勉学に励む姿勢を修得している。卒業後も職場や地域などで本学で学んだ知識を活かしている。また、新卒入学者を中心に4年制大学編入学希望者が増えているが、それに対応した教育の体制も整ってきた結果、編入学試験の合格者は着実に増加している。就職難の時代の中でも就職者は一定数生まれている。以上のことから、卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているといえる。

個別に訪ねてくる卒業（修了）生や、編入学先大学からの意見聴取の結果等からも、教育の成果や効果が上がっていると言える。

## 基準7 学生支援等

新入学生、在学生に向けて全体的な履修・科目説明を行うとともに、各教員の協力の下、きめ細かな説明と指導が行われおり、履修ガイダンスが十分に整備され、適切に実施されている。

本学は、学生総定員が255名の小規模校であり、且つ、少人数教育体制が確保されているため、学生支援については教員が把握しやすく、個別・機動的に対応が行えるというメリットがある。学生ニーズについては、授業評価アンケート等の実施や担当教員による個別対応によって十分に把握している。また、進路・学習相談については、学生の要望に対して、演習担当教員、授業担当教員が身近で相談しやすい形を確保した上で行っており、学習支援に関して、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われている。

本学は、勤労者、社会人が学べる社会学科二部として設置されており、社会人などで仕事等と修学の両立に困難を抱える学生については長期履修制度を設けて、余裕を持って履修できるよう配慮している。また障害のある学生についても、バリアフリー・ワーキンググループを設置し全学を挙げて対応を行っており、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行っている。

図書館や学生自習室、第1情報演習室など自主的学習の環境は、整備されており、効果的に利用されていると判断できる。

学生のサークル活動や自治活動等については、一定の設備を整備している。また、大学と学生自治会との懇

談会を設けて意見交流を行ったり、教員が課外活動に積極的に参加しているなどのことから、学生の課外活動が円滑に行われるような支援を十分に行っていると判断される。

学内の教員による対応に加え、心身の健康やハラスメント等の相談については、学内外窓口を整備している。また、それぞれが連携することで学生の生活支援に関わるニーズも十分に把握しており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する学生相談体制を整えていると判断できる。しかし、就職支援に関しては専門のスタッフの配置が課題となっている。

障害のある学生については、担当教員やバリアフリー・ワーキンググループが学生や家族の意見を交換し、学外の公的機関とも相談しながら対応を行っており、本学は、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行う体制を整えている。

本学においては、全学生の3割近い学生が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、これは、学生に対する周知が十分に行われている結果である。授業料減免措置についてもなんらかの措置を受けているものが1割近くおり、同様に学生に十分周知されている結果と言えよう。本学独自の奨学金制度等がないなど、経済面での支援制度は決して十分とは言えないが、可能な範囲で適切に行われていると判断できる。

## 基準8 施設・設備

校地面積、校舎面積は、短期大学設置基準を上回っており、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備されている。また、バリアフリー対策として館内エレベータ、校舎入り口のスロープ、多目的トイレ等の車椅子対応トイレといった施設・設備が設置されている。館内エレベータについては、音声装置が付けられているものがあり、また階段の手前には階段を知らせる点字ブロックを設置することで、視覚障害者への対応も行っている。

教室や会議室などの学内施設は、学生、教職員だけでなく、学外者にも利用できるようになっており、県立大学として県民に対して施設を開放すると共に、施設の有効利用が図られている。

本学の建物は、老朽化が進んでいる。その中でも比較的新しい南学舎、図書館の増築部分については、耐震診断を行っているが、今後「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」で永国寺キャンパスに新たに設置することが提言された社会科学系学部の整備と併せて建物の老朽化に対処する必要がある。

図書館と情報処理センターを統合した総合情報センターがあり、図書資料の電子化やデータベースに組織的に対応している。また情報演習室や学生自習室、就職編入支援室、図書館にパソコンが設置され、教育・研究に関わる情報処理環境を充実して授業に有効に活用できる情報処理環境が整備されている。また、パソコンを初めて学ぶ学生に対応した科目なども開設し、学生が本学のICT環境を有効に活用するための取組みが行われている。

施設・設備については、校舎を共有している高知女子大学の校舎管理規則等を準用すると共に、図書館については高知女子大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則を定めている。これに基づいて事務局に届け出ることで、学内の諸施設を学生や教職員だけでなく、学外者も利用することができ、県民への施設の開放を行うと共に、施設の有効利用が図られている。また、施設、設備の運用方法は学生便覧等で周知し、図書館については「総合情報センター図書館利用案内」を作成して周知を行っている。

図書館は、社会科学関係、高知県関係の学術資料が系統的に収集され、教員研究費で購入した図書についても原則図書館に置くこととして整備されている。また、雑誌については、経済・法律・地域・一般の各分野に分かれて系統的に購入している。そして、併設されている高知女子大学と図書館を共用しており、生活科学部関係、文化学部関係、女性学関係の図書も収蔵され、一般教養関係も充実している。

各教員が、授業に関連する図書をリストアップする推薦図書制度、利用者から購入希望を申し出もらう希

望図書制度が設けられており、学生の利便性に配慮した図書館資料の充実を図っている。

### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育に関わる基礎資料については、学生課が、収集、厳重に管理し、所定の期間保存している。情報提供の際は、個人情報の保護に留意して提供している。その他の教育関連資料については、教員及び各種委員会が収集、管理、保存しており、適切に収集し蓄積している。

本学は、小規模であるため、教員同士の意見交換や意見聴取、学生からの意見聴取が、個別にも、全学的にも日常的に行われ、組織的にも各種のアンケート調査が行われ、それらは組織改革やカリキュラムの改善につながるなど、教育の質の向上、改善に向けて具体的且つ継続的に適切な形で活かされている。

高校教諭、各種団体・施設、卒業生、地域の方々など多方面から意見を聴取している。こうした意見は、「消費生活論」の新規開講や編入学・就職支援体制の充実につながっており、具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

F D会議、授業評価アンケートの結果等を受けて、感想用紙の活用や時事問題の解説に取り組むなど、各教員は教育の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的に行っている。

教員のファカルティ・ディベロップメントは、意欲的に行われている。授業評価や教育方法に関する検討がFD会議などで組織的に行われ、カリキュラムの改善にもつながり、個々の教員の意識を高めることに役立っている。教員同士の授業見学も始められており、ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると言える。

事務職員は、S P O Dなど学外研修への参加を積極的に行っている。また、事務職員も教員の委員会に参加するようになっており、資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているが、人事異動により、研修の成果が蓄積できていない。

### 基準10 財務

本学は、公立の短期大学であることから、教育研究活動に必要な資産は県有財産として保有しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な基盤を有している。また、本学の財務は県の一般会計の中にあり、自主財源で不足する分は一般財源で賄われており、收支は均衡し、教育研究を進めていくために必要な財源が確保されている。自主財源で最も大きい割合を占める授業料は、平成22年度は定員を確保したものの、入学生が収容定員を下回る年が多いため、さらに魅力のある教育研究の提供に努めつつ、効果的な学生の募集活動にも一層力を入れることにより、定員を確保できるように努める必要がある。また、県の厳しい財政状況から、予算全体が抑制基調で推移しており、本学が果たしている役割と必要な予算について設置者や県民に十分理解してもらえるよう一層努力するとともに、予算のより効率的で効果的な執行と創意工夫による実施が求められる。さらに科学研究費補助金等の外部資金の更なる獲得に努めるとともに、民間企業や行政機関との連携なども視野に入れた分野への取り組みなどに努めていく必要がある。

予算及び決算は、県が設置した公立の短期大学であることから、地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。本学の予算委員会、教授会の手続きを経て予算要求案が作成され、これを基に県の財政当局との折衝を行い、予算案を決定している。この予算案が県予算案の一部として県議会に県知事から提案され、県議会で審議、議決をされている。また、教員研究費についても予算委員会、教授会で配分額の決定がなされる。このように、予算の要求段階から各教員への配分まで関係者の参加と明示の下に行われ、また県予算として県民にも公表されている。

各年度における収支は均衡しているが、県の厳しい財政状況の下で支出の抑制が続いている。その中でも短期大学の目的の達成のために、学生教育費は、1人当たりの予算単価を概ね維持し、また教員研究費もその水

準を大きく落とすことのないよう適切な配分に努めている。

監査委員による監査、会計事務検査が定期的に行われ、また包括外部監査も必要に応じて行われるなど、多面的な会計監査がなされていることから、財務に対しては地方自治法等に基づき適切な監査等が行われていると言える。

### 基準 11 管理運営

学長の下、学長代理を中心に各組織はそれぞれに機能と役割を果たし、全体として管理運営のための組織及び事務組織には必要な人員を配置している。特に教授会では十分な議論が行われ、全学的な取り組みの体制を作っている。しかし、事務職員数は必要最小限であり、高知女子大学事務職員を兼務しており、遂行できる事務は限られている。また人事異動があるため、大学のスタッフとして専門的知識を備えたプロフェッショナルが育ちにくい状況にある。危機管理の体制や地震、防災に関する規程が整備され、ハラスメント防止や公的研究費の不正防止の取り組みも適切に行われている。

学長代理が教授会の意見をとりまとめる形で効果的な意思決定を行っており、重点的取組事項については、ワーキンググループを設置し迅速な対応に努めている。学生、卒業生のニーズや意見はアンケートなど多様な方法で把握され、教職員の意見は学内の諸会議で把握されている。また学外関係者からも様々な方面からの意見聴取の機会があり、これらは適切な形で管理運営に反映されている。

事務職員は、自己啓発研修などへの参加により、事務職員の資質向上に取り組んでおり、目標設定制度と人事考課が実施され、人事考課に基づく昇給などの措置も行われ、成果・能力を反映する人事制度が導入されている。

学則で定められた目的に沿って、「高知県行政組織規則」により本学の管理運営に関する分掌事務が規定され、組織の長の選考、教員の採用、教授会の組織及び権限、委員会の責務については学内諸規程により明確に定められている。大学の基本データは収集・蓄積され、適切に管理され、基本情報が掲載されている『高知短期大学年報』や教授会議事録は教職員が活用できる体制になっている。こうした情報に基づいて全教員参加の教育研究検討会議において自己点検・評価が行われ、その結果は本学『年報』に掲載されている。本学『年報』は学内だけでなく諸団体に送付され、ホームページ上で広く公開されている。今年度、自己点検・評価に対する外部者からの意見を聞く機会を設ける計画であるが、外部者による継続的な検証の仕組みを整備することが今後の課題である。また本学の教育研究活動は『年報』やホームページを通じて積極的に発信するよう取り組んでいる。

#### iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/tandai/no6\\_1\\_2\\_jiko\\_kouchitan\\_t201103.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/tandai/no6_1_2_jiko_kouchitan_t201103.pdf)

## v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	別冊資料1－2－①－1	学生便覧 2010
	別冊資料1－2－①－2	2008 年度高知短期大学年報
基準2	2－2－①－1	2008 年度高知短期大学年報 pp. 8－11
	11－1－①－2	各委員会規程
基準3	3－1－②－1	専任教員と担当科目
	3－1－②－2	学生便覧 2010 pp. 24－25
	3－2－①－1	採用・昇任に関する規程
	3－3－①－1	2008 年度高知短期大学年報 pp. 41－45
	9－2－①－3	講義見学実施のお知らせ
	別冊資料3－3－①－1	平成 22 年度 講義内容の概要（シラバス）
基準4	4－2－③－1	本科各入試実施要領
	4－2－③－2	専攻科入試実施要領
	4－2－④－1	2010 年度新入生アンケート集計結果
	11－1－①－2	各委員会規程
	別冊資料4－1－①－1	2010 高知短期大学大学案内
	別冊資料4－1－①－2	平成 22 年度学生募集要項
	別冊資料4－1－①－3	2010 県立高知短期大学専攻科リーフレット
	別冊資料4－1－①－4	平成 22 年度専攻科学生募集要項
基準5	5－1－②－1	高知短期大学特別聴講学生に関する規程
	5－1－③－1	学生便覧 2010 pp. 71
	5－2－②－1	シラバス作成要領
	5－2－③－1	履修ガイダンス資料 pp. 4－5
	5－2－④－1	高知短期大学長期履修学生規程
	6－1－①－2	2008 年度高知短期大学年報 pp. 27－28
	別冊資料3－3－①－1	平成 22 年度 講義内容の概要（シラバス）
	別冊資料5－1－①－1	履修ガイダンス資料
基準6	6－1－①－1	2008 年度高知短期大学年報 pp. 34－35
	6－1－①－2	2008 年度高知短期大学年報 pp. 27－28
	6－1－③－1	2009 年度「専攻科についての専攻科生アンケート」
	6－1－④－1	2010 高知短期大学大学案内 pp. 10
基準7	5－2－④－1	高知短期大学長期履修学生規程
	7－1－②－1	2008 年度高知短期大学年報 pp. 30－32
	7－1－②－2	履修ガイダンス資料 pp. 3－4
	7－1－④－2	バリアフリーWG報告
	7－2－②－1	2008 年度高知短期大学年報 pp. 50
	7－2－②－2	2008 年度高知短期大学年報 pp. 51

	7-2-②-3 7-3-①-1 7-3-①-2	2008年度高知短期大学年報 pp. 32-33 ハラスメント防止関連規程 社会人基礎力養成講座概要
基準8	8-1-②-1 8-1-②-2 8-1-③-1 8-1-③-2 別冊資料8-1-③-1	高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会規程 情報処理部会規程 校舎管理規則 高知女子大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館 資料等利用細則 総合情報センター図書館利用案内
基準9	4-2-④-1 6-1-③-1 9-1-①-1 9-1-②-1 9-1-②-2 9-1-③-1 9-2-①-1 9-2-①-2 9-2-①-3 別冊資料1-2-①-2	2010年度新入生アンケート集計結果 2009年度「専攻科についての専攻科生アンケート」 高知県公文書規程 第38条 卒業生就職進学アンケート 卒業生満足度アンケート 2005年度高知短期大学年報 pp. 72 非常勤講師懇談会実施のお知らせ FD委員会による教授会報告資料 講義見学実施のお知らせ 2008年度高知短期大学年報
基準11	3-2-①-1 7-3-①-1 11-1-①-1 11-1-①-2 11-1-①-3 11-1-①-4 11-1-①-5 11-1-①-6 11-1-①-7 11-1-⑤-1 11-1-⑤-2 11-1-⑤-3 11-2-①-1 11-2-①-2	採用・昇任に関する規程 ハラスメント防止関連規程 高知短期大学委員会設置規程 各委員会規程 高知短期大学危機管理規程 東南海・南海地震防災規程 防火対策規程 高知県職員倫理条例 高知県立高知短期大学における公的研究費の不正防止計画 平成21年度事務職員研修参加状況 2009年度S P O D研修案内 目標設定、人事考課、昇給制度の概要資料 役職員の選考等の規程 高知県行政組織規則